

官報

号外 昭和四十八年九月十八日

第七十一回 衆議院會議録 第五十九号

昭和四十八年九月十八日(火曜日)

議事日程 第五十四号

昭和四十八年九月十八日

午後二時開議

- 第一 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(農林水産委員長提出)
参議院送付
- 第二 水源地域対策特別措置法案(内閣提出)
参議院送付
- 第三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 公害健康被害補償法案(内閣提出)
- 第五 瀬戸内海環境保全臨時措置法案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(農林水産委員長提出)

日程第二 水源地域対策特別措置法案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 公害健康被害補償法案(内閣提出)

日程第五 瀬戸内海環境保全臨時措置法案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

午後二時三分開議

○副議長(秋田大助君) これより会議を開きます。

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(秋田大助君) おはかりいたします。

内閣から、中央社会保険医療協議会委員に高橋正雄君及び山田雄三君を、労働保険審査会委員に八木高生君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(秋田大助君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右四回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、健康保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右四案を一括して議題といたします。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和四十八年九月十七日
参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 前尾繁三郎殿

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第五項の規定は、
昭和四十九年三月三十一日
の翌日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和四十八年九月十七日
参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 前尾繁三郎殿

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件等二件 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)外三案

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)外三案

一四三八

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第一号中「及子」を、「子、孫及弟妹」に改める。

第三条 第一項の表を次のように改める。

(小字及び「」は修正)

等 級	標 準	報 酬	報 酬	月 額
月 額	日 額	月 額	月 額	月 額
第一級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	二一、〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円未満
第二級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第三級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第七級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満

第一四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満

第三級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第三級に次の一条を加える。

第三級ノ二 前条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ別ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ヲ講ゼラルベキモノトス

第四十九条第一項中「金額」の下に「其ノ額三万円ニ滿タザルキハ三万円」を加える。

第五十条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十九条ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ七十」に改める。

第五十九条ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ七十」に改める。

第五十九条ノ三「二万円」を「三万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第六十七條中「被保険者又ハ被保険者タリシ者」を「保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者(當該事故ガ被保險者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ當該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ)」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ保險者ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ行フ責ヲ免ル

第六十九條ノ二中「第六十五條並ニ第六十七條」を「第六十五條」に改める。

第七十條ノ三を次のように改める。

第七十條ノ三 國庫ハ第七十條ニ規定スル費用ノ外政府ノ管掌スル健康保險事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、○傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ百分ノ十ヲ補助ス

國庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一條ノ四第四項ノ規定ニ依リ保險料率ガ変更セラレタル場合ニ於テ其ノ變更後ノ保險料率ガ千分ノ七十ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保險料率千分ノ一ニ付其ノ變更セラレタル日ヨリ變更後ノ保險料率ガ變更セラレタル間ニ行ハル療養ノ給

付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係ル家族療養費○ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ千

分ノ六ヲ補助ス

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十」に改め、同条第二項中「千分ノ八十」を「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

第三級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)外三案

改める。

第四條ノ二の次に次の一条を加える。

第四條ノ三 第四條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ヲ講ゼラルベキモノトス

第五條第一項中「又ハ家族葬料」を「家族葬料又ハ第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第二十五條中「保険給付ヲ受クベキ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者」当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付シタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルキハ政府ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三十一條ノ二第三項中「百分ノ五十」を「百分ノ七十」に改める。

第三十二條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第三十三條第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第五十條ノ十中「標準報酬月額」を「前条第一項ノ規定ニ依ル葬料ノ金額ノ百分ノ七十二相当スル金額(其ノ額ニ二万円ニ満たザルトキハ二万円)」に改める。

第五十六條ノ二中「第二十五條」を削る。

第五十八條第一項中「及家族葬料」を「家族葬料及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第五十九條第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の四項を加える。

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族療養費、
○高額の療養費、
手当金、配偶者分焼費、葬料、家族葬料及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ第六項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ議ヲ經テ第五項第一号又ハ第二号ニ掲グル率ニ千分ノ七ヲ増減シタル率ノ範圍内ニ於テ同項第一号又ハ第二号ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第六十條第一項第一号中「千分ノ七十四・五」の下に「(第五十九條第八項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)」を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「(第五十九條第八項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)」を加える。

第四條 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一條ノ二」を「第三十一條ノ三」に改める。

第五條第一項中「家族療養費」の下に「高額の療養費」を加える。

第三十一條ノ二 療養ニ要シタル費用ニ著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額の療養費ヲ支給ス

高額の療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額の療養費ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條第一項及び第五十九條第六項中「家族療養費」の下に「高額の療養費」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七條」を「第五十七條ノ二」に改める。

第四章第一節中第五十七條の次に次の一条を加える。

(高額の療養費)

第五十七條ノ二 保険者は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額の療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付若しくは療養費の支給又は第五十六條第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 高額の療養費の支給要件、支給額その他高額の療養費の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ七の次に次の二条を加える。

第十八條ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十條ノ規定ニ拘ラズ次項乃至第五項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一條ノ四第四項ノ規定ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ガレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年以内ノ保険料率ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前二項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第七十一條ノ四第三項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ一年以内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ルル借入金ノ借換ノタメ政府ハ一年以内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

其ノ借換ニ付亦同ジ

第十八条ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り同勘定ニ繰入ルコトヲ得

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年八月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定並びに

附則第三条中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第五十一条の改正規定、第六十条の次に一條を加える改正規定及び第百二十条第一項の改正規定、附則第四条中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三十一条の改正規定及び第三十六条の次に一條を加える改正規定並びに附則第五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第五十三条の改正規定、第六十二条の次に一條を加える改正規定及び第百三十六条第一項の改正規定は同年十月一日から、^三第五条の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十八年八月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、昭和四十八年七月の標準報酬月額が一萬八千四百以下である者又は十萬四千以下である者(昭和四十八年七月の標準報酬月額が一萬八千四百以下である者又は十萬四千以下である者)は、同年七月一日から同年九月三十日(同年七月一日から同年九月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三條第四項の規定により同年八月八日以前に被保険者の資格を取得した者)まで、同法第二十條の規定による被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保険法第三條の規定を適用する。この場合において、その者の同年七月の標準報酬月額が一萬八千四百以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年八月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が一萬四千以上二萬六千四百以下であるときは、健康保険法第三條第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年七月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年八月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三条 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間の標準報酬とする。昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三條第四項の規定により同年八月八日以前に被保険者の資格を取得した者(昭和四十八年七月の標準報酬月額が一萬八千四百以下である者又は十萬四千以下である者)は、同年七月一日から同年九月三十日(同年七月一日から同年九月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者)まで、同法第二十條の規定による被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保険法第三條の規定を適用する。この場合において、その者の同年七月の標準報酬月額が一萬八千四百以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年八月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による標準報酬月額が一萬四千以上二萬六千四百以下であるときは、健康保険法第三條第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年七月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年八月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第四条 公共企業体職員等共済組合法〇の〇の一部を次のように改正する。
第三十一条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 高額療養費
第三十四条中「半額」を「十分の七に相当する金額」に改める。
第三十六条の次に次の一條を加える。
(高額療養費)
第三十六条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

第五 昭和四十八年八月一日以後に保険事故が生じた場合について適用
第三者の行為により昭和四十八年八月一日以後に保険事故が生じた場合について適用

昭和三十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(參議院回付)外三案

し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の健康保険法第七十條ノ三第一項の規定は、昭和四十八年八月一日以前に行なわれた療養の給付、同日以前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日以前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

5 この法律による改正後の健康保険法第七十一條ノ四第二項の規定による保険料率の変更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保健施設費その他政令で定める経費にあつては費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法〇の〇の一部を次のように改正する。
第五十一条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 高額療養費
第五十七條第二項及び第六十條中「百分の五十」を「百分の七十」に改める。
第六十條の次に次の一條を加える。
(高額療養費)
第六十條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
第六十一条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出產費の金額の百分の七十に、二万円を「四万円」に改める。
第六十三條第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十條中「俸給の半月分」を「当該金額の百分の七十」に改める。
第七十條第一項中「第五十九條まで」の下に「及び第六十條の二」を加え、第三十一条及び第三十一条ノ二を「及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第四条 公共企業体職員等共済組合法〇の〇の一部を次のように改正する。
第三十一条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 高額療養費
第三十四條中「半額」を「十分の七に相当する金額」に改める。
第三十六條の次に次の一條を加える。
(高額療養費)
第三十六條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

昭和三十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(參議院回付)外三案

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(参議院回付)外三案

一四四二

第三十七条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の十分の七」に、「二万円」を「四万円」に改める。

第三十九条第一項ただし書を削り、同条第三項中「二分の一」を「十分の七」に改める。同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三万円に満たないときは、三万円とする。

第四十二条中「俸給の半月分」を「当該金額の十分の七」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十条 地方公務員等共済組合法〇の一部を次のように改正する。

第五十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十九条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の七十」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条之二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十五条第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の七十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三万円に満たない場合は、三万円とする。

第七十二条中「給料の半月分」を「当該金額の百分の七十」に改める。

第七十六条第一項中「第六十一条まで」の下に「及び第六十二条の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の国家公務員共済組合法第五十七条第二項及び第六項、第六十一条第三項、第六十三項並びに第七十条並びに改正後の地方公務員等共済組合法第五十九条第二項及び第六項、第六十三項第三項、第六十五条第三項並びに第七十二条中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、改正後の公共企業体職員等共済組合法第三十四条、第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第四十二条中「十分の七」とあるのは「十分の六」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十一条第一項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十八年九月十七日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

附則

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び「」は修正)

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条並びに附則第十九条、附則第二十条及び附則第三十二条から附則第三十四条までの規定 昭和四十八年八月一日

二 第三条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の改正規定 昭和四十八年十月一日

三 第一条及び第二条並びに次条から附則第二十一条まで、附則第二十二條から附則第二十八条まで、附則第三十一条及び附則第三十五条の規定 昭和四十八年十一月一日

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年一月一日

五 第四条及び附則第十三条の規定 政令で定める日

第二十條 前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の次の各号に掲げる期間を合算した期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の当

該期間が五年に達したときは、国民年金法第二十六條に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

一 昭和四十八年八月一日以後の国民年金の保険料納付済期間

二 前号の期間が二年以上である者の昭和四十八年八月一日前の国民年金の保険料納付済期間

三 前条第八項の規定による納付に係る期間

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、九万六千円とする。

3 国民年金法第二十八条及び第二十八条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

4 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第五条の規定の適用については、国民年金法第七十八条第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

(老齢特別給付金)

第二十一条 明治三十九年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十五歳をこえた者)には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないとき又は国民年金法による老齢福祉年金(以下この条において「老齢福祉年金」という。)の受給権者であるときは、この限りでない。

2 老齢特別給付金の年額は、四万二千円とする。

3 老齢特別給付金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 老齢福祉年金の受給権者となつたとき。
三 日本国民でなくなつたとき。
四 老齢特別給付金は、国民年金法(第七十九条の二(第六項を除く。))及び第八十条を除く。の規定の適用については、老齢福祉年金とみなす。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和四十八年九月十七日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
参議院議長 河野 謙三

附則

1 この法律は、昭和四十八年八月一日から施行する。

○副議長(秋田大助君) これより採決に入りま

まず、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、健康保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の参議院回付案の三案を一括して採決いたします。

三案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、三案とも参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)
次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の参議院回付案につき採決いたします。
本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(農林水産委員長提出)
○副議長(秋田大助君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。日程第一、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案
右の議案を提出する。
昭和四十八年九月十二日
提出者 農林水産委員長 佐々木義武

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案
第一条 この法律は、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物(水産加工物を含む。以下同じ)の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてこれらの者の

の事業の経営と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「水銀等」とは、水銀、ポリ塩化ビフェニールその他の他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいう。

2 この法律において「被害漁業者等」とは、次の各号に掲げる者であつて、指定区域内に住所を有し、かつ、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等による昭和四十八年五月二十二日以後における収入の減少の額が政令で定める基準に該当する旨の市町村長(特別区の区長を含む。)の認定を受けたもの及び第一号に掲げる者に係る指定区域内に住所を有する水産業協同組合をいう。
一 漁業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの
二 水産加工業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの
三 水産物の販売業をおもな業務とする者(水産業協同組合を除く。)であつて政令で定めるもの

3 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定める者
前項の指定区域は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に掲げる区域とする。
一 前項第一号に掲げる者 旧市町村の区域(昭和二十八年九月三十日現在における市町村の区域をいう。以下この号において同じ。)内に住所を有する同項第一号及び第二号に掲げる者(以下この号において「居住水産物販売業者等」という。)であつて同項に規定する収入の減少の額が同項の政令で定める基準に該当するものの数が当該居住水産業者等の総数の百分の十以上であると認めて都道府県知事が指定する旧市

町村の区域

二 前項第二号に掲げる者 前号に掲げる区域及び第三号に掲げる区域

三 前項第三号及び第四号に掲げる者 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有する同項第二号、第三号及び第四号に掲げる者(以下この号において「居住水産物販売業者等」という。)であつて同項に規定する収入の減少の額が同項の政令で定める基準に該当するものの数が当該居住水産物販売業者等の総数の百分の十以上であると認めて都道府県知事が指定する市町村の区域
4 この法律において「特定地域」とは、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染され又は汚染されているおそれがある水域に係る地域及び当該水域の周辺水域に係る地域であつて、漁業、水産加工業又は水産物の販売業の経営に対する当該汚染等の影響が著しいと認められる地域として政令で定める地域をいう。

5 この法律において「経営資金」とは、水産業協同組合、農林中央金庫、中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が、被害漁業者等に対し、当該事業の経営に必要な資金又は生活に必要な資金として昭和四十八年十二月三十一日までに貸し付ける資金であつて貸付金額、償還期限、利率等が政令で定める基準に該当するものをいう。

(国庫補助)
第三条 都道府県及び市町村は、融資機関が経営資金を貸し付けるときは、当該貸付けに係る経営資金につき利子補給を行なう旨の契約及び当該経営資金を貸し付けたことによつて当該融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を、当該融資機関と結ぶことができる。

2 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

一四四四

する。

一 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた経営資金につき利子補給を行なう場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金(特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対して貸し付けるものに限る。以下この条において同じ。)を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に対し補償するのに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 市町村が、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、中小企業等協同組合である協同組合連合会、商工組合連合会、商店街振興組合連合会、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫(以下「連合会等」といふ。)との契約により、経営資金を貸し付けようとする漁業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合又は商店街振興組合(以下「組合」といふ。)に対し当該資金に充てるための資金を当該連合会等が貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会等に対し補償するに要する経費の百分の八十以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

資金に充てるための資金を当該連合会等が貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会等に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

3 前項第三号から第六号までの契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関又は連合会等は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

三 融資機関は、被害漁業者等に対する経営資金の貸付けの契約において、当該被害漁業者等が水産動植物の汚染の原因となつた水銀等を排出した事業者から当該貸付けに係る損失の填補を受けたときは、すみやかに、その填補を受けた額の限度において、当該契約に係る債務を弁済すべき旨を定めるべきこと。

4 第二項第三号から第六号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後政令で定める期間を経過してもなお元本又は利息(政令で定める遅延利息を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第二項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に従い、当該各号に掲げる額の範囲内とする。

一 前条第二項第一号及び第二号に掲げる経費

のうち、特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対して貸し付けられた経営資金に係る経費 当該利子補給額の百分の六十五に相当する額又は当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの貸付金の総額に年三・五七五パーセント以内において融資機関ごとに政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額

二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる経費のうち、前号の被害漁業者等以外の被害漁業者等に対して貸し付けられた経営資金に係る経費 当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの貸付金の総額に年二・七五パーセント以内において融資機関ごとに政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額

三 前条第二項第三号から第六号までに掲げる経費 当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のいずれか低い額

(政府への納付金)

第五条 第三項第二項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関又は連合会等から同条第三項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三項第二項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関又は連合会等から同条第三項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打ち切り又は返還)

第六条 政府は、都道府県若しくは市町村がこの

法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三項第二項第三号から第六号までの契約を結んだ融資機関若しくは連合会等が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第七条 主務大臣は、経営資金の貸付けが適正に行なわれているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該経営資金を貸し付けた融資機関から報告を徴し、又はその職員をして融資機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第八条 前条第一項の規定による主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されたこと又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等の事業の経営と生活の安定に資するため、これらの者に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にする措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度において約六億円の見込みである。

○副議長(秋田大助君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長佐々木義武君。

〔佐々木義武君登壇〕

○佐々木義武君 たいだいま議題となりました農林水産委員長提出、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

去る五月二十二日、有明海におけるいわゆる第三水俣病問題が提起されて以来、水銀、PCB等の有害物質による一部魚介類の汚染問題は、水産食品の安全性に対する国民の不安と不信を引き起こし、このため、漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等は、漁業の操業の停止、水産物の販売の不振、魚価の低落等により甚大な損害をこうむり、その事業の経営はもとより、生活さえも危機に追い込まれ、大きな社会問題となっております。

このような事態に対処し、沿岸漁業者等の事業の経営または生活の窮乏を打開するための緊急対策として、水銀等により魚介類が汚染されていること、または汚染されているおそれがあることに起因する被害漁業者等に対して低利資金を円滑に融通する措置を講じ、事業の経営と生活の安定に資することができるようにすることが緊要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県及び市町村は、政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内に住所を有する被害漁業者等に対し融資機関が経営資金を貸し付けるときは、当該貸し付けについて利子補給を行なう旨の契約及び当該融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を締結することができるようにいたしております。

第二に、政府は都道府県に対し、予算の範囲

内で、都道府県または市町村が利子補給を行なうのに要する経費及び政令で定める特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対する貸し付けについて融資機関が受けた損失を補償するのに要する経費の全部または一部を補助することとしたしております。

第三に、補助金の額は、政令で定める特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対する貸し付けに係るものについては、利子補給額の百分の六十に相当する額または融資機関ごとの貸付金の総額に年三・五五以内において政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額とし、また、特定地域以外の地域に住所を有する被害漁業者等に対する貸し付けに係るものについては、利子補給額の百分の五十に相当する額または融資機関ごとの貸付金の総額に年二・七五以内において政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額としたしており、損失補償に要する経費については、損失補償額の百分の五十に相当する額または損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二五に相当する額のいずれか低い額としたしております。

このほか、融資措置等の適正かつ円滑な運用を期するために必要な事項についての規定を設けることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第二 水源地域対策特別措置法案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(秋田大助君) 日程第二、水源地域対策特別措置法案を議題といたします。

水源地域対策特別措置法案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年六月二十七日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
参議院議長 河野 謙三

水源地域対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定ダム等」とは、指定ダム及び指定湖沼水位調節施設をいう。

2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。

3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。
一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。

二 その建設により二以上の都府県が著しい利益を受けること。
(水源地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると思われる地域を水源地域として指定することができる。

2 前項の申出は、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、総理府令で定めるところにより、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長(以下「所管行政機関の長」という。)を通じてしなければならない。

3 内閣総理大臣は、水源地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項の規定は、水源地域を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の決定及び変更)

第四条 都道府県知事は、前条第三項の公示があつたときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成し、これを所管行政機関の長を通じて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の水源地域整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、水源地域整備計画に基づく事業(以下「整備事業」という。)を実施することとなるべき者(国を除く)、関係地方公共団体の長及び政令で定める者の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により提出された案に基づき、関係行政機関の長に協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。

4 内閣総理大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、総理府令で定めるところにより公示しなければならない。

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

水源地域対策特別措置法案

5 前各項の規定は、水源地域整備計画を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の内容)

第五條 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。）で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため必要と認められる事業

二 指定湖沼水位調節施設に係る水源地域 土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業

(事業の実施)

第六條 整備事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(協力)

第七條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

(生活再建のための措置)

第八條 関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施

に伴い生活の基礎を失うこととなる者について、次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、協力して、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。

一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。

二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。

三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に居住を移した場合における環境の整備に関すること。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第九條 次の各号の一に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する整備事業のうち、別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

一 その建設により水没する住宅の数が特に多いダム

二 その建設により水没する農地の面積が特に大きいダム

三 前二号に掲げるもののほか、その建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダム

2 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第二に掲げる事業で都府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

3 前二項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、前二項の

政令で定める割合をとるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、これらの規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

4 第一項又は第二項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第十條 国は、整備事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第十一條 国は、前二条に定めるもののほか、水源地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、整備事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(整備事業についての負担の調整等)

第十二條 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

一 指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者

二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体（イからハまでに掲げる区域については、前号に該当する地方公共団体を除く。）

イ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第

三 条第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域

ロ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法第三條第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域

ハ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている工業用水道で工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二條第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域

ニ 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域

ホ 指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域

2 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に関し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができ。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第九條（別表を含む。）の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国庫負担金（昭和四十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以後に支出すべきものとされた国庫負担金を除く。）から適用する。

3 国土総合開発庁設置法（昭和四十八年法律第号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号中「アを」とし、エを「ア」とし、エを「ア」とし、コを「エ」とし、ケを「フ」とし、マを「ケ」とし、ヤの次に次のように加える。

マ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第号）

第五條第二項中「ケからコまで及びアを」を「オからエまで及びサ」に改め、同條第五項中「オ

から「マ」までを「オ」から「ケ」まで」に改め、同条第七項中「エ及びテ」を「ヤ及びマ」に改める。

第六條第二項中「ヤ及びマ」を「ヤから「ケ」まで」に改める。

別表第一

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の七以内
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く)	四分の三以内
河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第四條第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く)	四分の三以内
河川法第五條第一項に規定する二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く)	三分の二以内
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三條第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築(政令で定めるものを除く)	四分の三以内
水道法第三條第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設	十分の四以内
下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二條第三号に規定する公共下水道の設置又は改築	十分の五・五以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二條第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しよとするに伴つて必要となり又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)	三分の二以内
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一條第二項に規定する診療所の新設又は改築	二分の一以内

別表第二

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二條第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	十分の五・五以内
河川法第四條第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く)	四分の三以内
下水道法第二條第三号に規定する公共下水道の設置又は改築	十分の五・五以内
下水道法第二條第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。建設委員長服部安司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔服部安司君登壇〕

○服部安司君 たいだいま議題となりました水源地域対策特別措置法案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知のとおり、経済社会の発展と生活水準の向上に伴い、今後の水需要の増大は著しいものがあり、また、洪水による災害を防止するためにも、ダム等の早期建設が強く要請されているところであります。一方、大規模なダム等の建設は、その周辺地域の生活環境、生産機能等の基礎条件に著しい影響を与えるため、その建設の隘路となつて

いるのであります。本案は、このような実情にかんがみ、水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備等、水源地域対策について特別の措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上をはかり、もつてダム等の建設を促進しようとするものであります。そのおもな内容は、第一に、内閣総理大臣は、一定の要件に該当する指定ダム及び指定湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域を、都道府県知事の申し出に基づき水源地域として指定するものとして、そのおもな内容は、

第二に、内閣総理大臣は、水源地域の影響を緩和し、及び湖沼の水質を保全するために必要な整備事業の概要等について都道府県知事の作成した案に基づき、水源地域整備計画を決定するものとして、第三に、地域住民の生活再建措置については、整備事業として実施するものほか、関係行政機関の長、地方公共団体、指定ダムを建設する者等は、協力してそのあつせんにつとめるものとして、

第四に、特定の整備事業の国の負担割合を引き上げるとともに、整備事業にかかる地方負担額の一部を受益団体に負担させる等の措置を講じて、同事業の実施を推進するものとして、

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(秋田大助君) 日程第三、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を議題といたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十八年六月二十二日 参議院議長 河野 謙三 衆議院議長 前尾繁三郎殿

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

昭和四十八年九月十八日 衆議院会議録第五十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案

一四四八

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制
(第三条―第五条)
第三章 特定化学物質に関する規制(第六条―
第二十二条)
第四章 雑則(第二十三条―第三十三条)
第五章 罰則(第三十四条―第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行なうことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物を除く)をいう。

- 一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第二条第三項に規定する特定毒物
二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
三 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬

2 この法律において「特定化学物質」とは、次の各号の一に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

- 一 イ及びロに該当するものであること。
イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 継続的に摂取される場合には、人の健康をそこなうおそれがあるものであること。
二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む)が前号イ及びロに該当するものであること。

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

(製造等の届出)

第三条 次に掲げる化学物質以外の化学物質(以下「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、試験(化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。)として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときその他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 次条第三項の規定により厚生大臣及び通商産業大臣が公示した化学物質
二 特定化学物質
三 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

第四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等

に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

- 一 第二条第二項各号のいずれにも該当しないもの
二 第二条第二項各号の一に該当するもの
三 第二条第二項各号の一に該当するかどうか明らかでないもの

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、前二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、その新規化学物質の名称を公示しなければならない。

4 第一項及び第二項の判定を行なうために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める。

5 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることが出来る。

(製造等の制限)

第五条 第三条第一項の届出をした者は、前条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、第三条第一項ただし書

に規定する場合は、この限りでない。

第三章 特定化学物質に関する規制(製造の許可)

第六条 特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、特定化学物質及び事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業所の所在地
三 特定化学物質の名称
四 製造設備の構造及び能力
第七条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

(欠格条項)

第八条 次の各号の一に該当する者には、第六条第一項の許可を与えない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第二十一条の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 禁治産者
四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第九条 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その許可をすることによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。
二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定め

る技術上の基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(変更の許可等)

第十條 第六條第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という。)は、同條第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第六條第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前條の規定は、第一項の許可に準用する。

(輸入の許可)

第十一條 特定化学物質を輸入しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定化学物質の名称

三 輸入数量

(許可の基準等)

第十二條 通商産業大臣は、前條第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る特定化学物質の輸入が当該特定化学物質の製造の状況等からみてその需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、前條第一項の許可をしてはならない。

2 第八條の規定は、前條第一項の許可に準用する。

(製品の輸入の制限)

第十三條 何人も、政令で定める製品で特定化学物質が使用されているものを輸入してはならない。

2 前項の政令は、特定化学物質ごとに、海外における当該特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(使用の制限)

第十四條 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないことその他当該用途に当該特定化学物質が使用されることにより当該特定化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないこと。

(使用の届出)

第十五條 特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 特定化学物質の名称及びその用途

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第十六條 許可製造業者、第十一條第一項の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という。)又は届出使用者については、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を、許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した者にあつては通商産業大臣に、届出使用者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

第十七條 許可製造業者は、その製造設備を第九條第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(基準適合義務)

2 届出使用者は、特定化学物質を使用する場合において、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(改善命令)

第十八條 通商産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第九條第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、届出使用者が前條第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて特定化学物質を使用していないと認めるときは、当該届出使用者に対し、特定化学物質の使用の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿)

第十九條 許可製造業者は、帳簿を備え、特定化学物質の製造について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

3 前二項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業省令」とあるのは、「主務省令」と読み替へるものとする。

(廃止の届出)

第二十條 許可製造業者又は届出使用者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、許可製造業者にあつては通商産業大臣に、届出使用者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

2 許可製造業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失ふ。

(許可の取消し等)

第二十一條 通商産業大臣は、許可製造業者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第八條第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第十條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けずに変更したとき。

三 第十八條第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四條第一項の条件に違反したとき。

2 通商産業大臣は、許可輸入者が第十二條第二項において準用する第八條第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る特定化学物質が輸入されるまでの間に限り、許可を取り消すことができる。

(特定化学物質の指定に伴う措置命令)

第二十二條 主務大臣は、一の化学物質が特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要限度に

において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他の当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 雑則

(勸告)

第二十三条 主務大臣は、特定化学物質以外の化学物質について第二項各号の一に該当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に関し必要な勧告をすることができる。

(許可の条件)

第二十四条 許可には、条件を附し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(報告の徴収)

第二十五条 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十二條又は第二十三條に規定する者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十六条 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、

その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二條に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(要請)

第二十七条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第二十二條又は第二十三條の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

(手数料)

第二十八条 第六條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(聴聞)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十一條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告したうえ、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議申立ての手續における聴聞)

第三十条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(主務大臣等)

第三十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五條、第十六條第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八條第二項の規定による命令、第二十五條第一項の規定による報告の徴収若しくは第二十六條第一項の規定による検査、質問若しくは収去に関する命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

二 第二十二條の規定による命令、第二十三條の規定による勧告、第二十五條第二項の規定による報告の徴収又は第二十六條第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関する命令、厚生大臣、通商産業大臣及びこれらの命令、勧告、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第十九條第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記

載及び保存に関しては、特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の発する命令

二 第十七條第二項の技術上の基準に關しては、厚生大臣、通商産業大臣及び特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の発する命令

3 厚生大臣及び通商産業大臣又は前項第二号に規定する大臣は、第九條第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準又は第十七條第二項の主務省令で定める技術上の基準のうち労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見をきくものとする。

(他の法令との関係)

第三十三条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三條第一項、第六條第一項、第七條、第十一條第一項、第十四條、第十五條第一項、第二十二條及び第二十三條の規定を、特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三條第一項及び第二十二條の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十四條、第十五條第一項及び第二十三條の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二條第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第二十九條第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗淨剤
二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一條の二第一項に規定する農薬
三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二條第二項に規定する普通肥料
四 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二條第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する

化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

第五章 罰則

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の許可を受けずに特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第七條、第十三條第一項又は第十四條の規定に違反した者

三 第十一條第一項の許可を受けずに特定化学物質を輸入した者

四 第二十一條第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第五條の規定に違反した者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第一項の許可を受けずに製造設備の構造又は能力を変更した者

二 第十五條第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十八條又は第二十二條の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第二十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六條第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十九條 第十條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項又は第二十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(既存化学物質名簿)

第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され、又は輸入されている化学物質(試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試薬として製造され、又は輸入されているものを除く。)の名称を記載した表(以下「既存化学物質名簿」といふ。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

2

何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に限り、その旨を通商産業大臣に申し出ることができる。

3

通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から

削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は削除を行つた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載されている化学物質以外の化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、その者を第三條第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第四條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条 次の一を加える。

十五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行に関する事務で厚生省の所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十条 第一項第二号の次に次の一を加える。

二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

第二十五條 第一項の表輕工業生産技術審議會の項を次のように改める。

化学製品
審議會
新規の化学製品の安全性の確保に関する事項その他化学製品に関する重要事項を調査審議すること。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事稲村佐近四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔稲村佐近四郎君登壇〕

○稲村佐近四郎君 ただいま議題となりました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

PCBによる被害及び環境汚染が大きな社会問題となつておりますことは御承知のとおりであります。

本法案は、化学物質による環境汚染を防止することが急務とされている現状にかんがみ、化学物質の安全性について審査を行なうとともに、有害な化学物質については、それが環境に放出されないよう、製造、輸入及び使用にわたる厳重な規制措置を講ずるため提案されたものであります。

本案の要旨は、
第一に、新規化学物質を製造しまたは輸入しようとする場合は、その物質が難分解性、蓄積性及び慢性毒性の性状を有するかどうかを判定することとし、安全である旨の判定結果が出るまでは製造または輸入を認めないという事前審査制度を設けることとあります。

第二には、右の性状を有する物質を特定化学物質として政令で指定し、その製造または輸入について許可制をとり、使用についてきびしく用途を制限するとともに、製造業者及び使用者に対して一定の技術基準を順守させることとするほか、必要に応じて改善命令及び回収等の措置命令を発動することとして、いわゆるクローズシステムを確立することとあります。

なお、既存化学物質のうち特定化学物質の疑いが生じたものについては、その段階で製造、輸入または使用の制限に関し必要な勧告をすることとしております。

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 公害健康被害補償法案外一案

本案は、六月二十二日参議院より送付され、同日当委員会に付託され、七月十一日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人の意見を聞き、また、公害対策並びに環境保全特別委員会との連合審査会を開くなど慎重な審査を行ない、九月十二日質疑を終了し、採決の結果、全会一致原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して化学物質の審査体制の整備等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 公害健康被害補償法案(内閣提出)

日程第五 瀬戸内海環境保全臨時措置法案

(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第四とともに、日程

第五は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

日程第四、公害健康被害補償法案、日程第五、

瀬戸内海環境保全臨時措置法案、右両案を一括し

て議題といたします。

公害健康被害補償法案

右
国会に提出する。

昭和四十八年六月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償給付

第一節 通則(第三条―第十八条)

第二節 療養の給付及び療養費(第十九条―第二十四条)

第三節 障害補償費(第二十五条―第二十八

条)

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金(第二十九

条―第三十八条)

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料

(第三十九条―第四十一条)

第六節 補償給付の制限等(第四十二条―第

四十四条)

第七節 公害健康被害認定審査会(第四十五

条)

第三章 公害保健福祉事業(第四十六条)

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源(第四十七条―

第五十一条)

第二節 汚染負荷量賦課金(第五十二条―第

六十一条)

第三節 特定賦課金(第六十二条―第六十七

条)

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則(第六十八条―第七十三条)

第二節 役員及び職員(第七十四条―第八十

四条)

第三節 評議員会(第八十五条―第八十七条)

第四節 業務(第八十八条―第九十一条)

第五節 財務及び会計(第九十二条―第一百

条)

第六節 監督(第一百一条―第一百二条)

第七節 補則(第一百三―第一百五

条)

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処

分に対する不服申立て(第六十六条―

第六十八条)

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審

査請求(第六十九条―第七十条)

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一款 設置及び組織(第七十一条―第百

二十五条)

第二款 審査請求の手續(第七十六条―

第七十五条)

第七章 雑則(第七十六条―第七十四条)

第八章 罰則(第七十五条―第七十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動

に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気

汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化するこ

とを含む。以下同じ。)の影響による健康被害に

係る損害を填補するための補償を行なうことに

よ、被害者の福祉に必要な事業を行なうことに

保護を図ることを目的とする。

業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病(次項に規定する疾病を除く。)が多発している地域として政令で定める地域をいう。

2 この法律において「第二種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質の汚濁が生じ、その影響により、当該大気汚染又は水質の汚濁の原因である物質との関係が一般的に明らかであり、かつ、当該物質によらなければかきかたらない疾病が多発している地域として政令で定める地域をいう。

3 前二項の政令においては、あわせて前二項の疾病を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会並びに関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第二章 補償給付

第一節 通則

(補償給付の種類等)

第三条 第一条に規定する健康被害に対する補償のため支給されるこの法律による給付(以下「補償給付」という。)は、次のとおりとする。

一 療養の給付及び療養費

二 障害補償費

三 遺族補償費

四 遺族補償一時金

五 児童補償手当

六 療養手当

七 葬祭料

2 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる補償給付は、月を単位として支給するものとし、その支払は、定期的に行なう。

(認定等)

第四条 第一種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第一種地域につき第二条第

三項の規定により定められた疾病にかかつてい
ると認められる者で次の各号の一に該当するも
の申請に基づき、当該疾病が当該第一種地域
における大気の汚染の影響によるものである旨
の認定を行なう。この場合においては、当該疾
病にかかつていると認められるかどうかについ
ては、公害健康被害認定審査会の意見をきかな
ければならない。

一 申請の当時当該第一種地域の区域内に住所
を有しており、かつ、申請の時まで引き続き
当該第一種地域の区域内に住所を有した期間
(当該第一種地域につき第二条第三項の規定
により定められた疾病と同一の疾病が同項の
規定により定められた他の第一種地域の区域
内に住所を有した期間を含む。以下この項に
おいて同じ。)が疾病の種類に応じて政令で定
める期間以上であり、又は申請の時まで引き
続く疾病の種類に応じて政令で定める期間内
において当該第一種地域の区域内に住所を有
した期間が疾病の種類に応じて政令で定める
期間以上である者

二 申請の当時一日のうち政令で定める時間
(以下この条において「指定時間」という。)以
上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごす
ことが常態であり、かつ、申請の時まで引き
続き一日のうち指定時間以上の時間を当該第
一種地域の区域内で過ごすことが常態であつ
た期間(一日のうち指定時間以上の時間を当
該第一種地域につき第二条第三項の規定によ
り定められた疾病と同一の疾病が同項の規定
により定められた他の第一種地域の区域内で
過ごすことが常態であつた期間を含む。以下
この項において同じ。)が疾病の種類に応じて
政令で定める期間以上であり、又は申請の時
まで引き続き疾病の種類に応じて政令で定め
る期間内において一日のうち指定時間以上の
時間を当該第一種地域の区域内で過ごすこと
が常態であつた期間が疾病の種類に応じて政

令で定める期間以上である者

三 前二号に該当する者を除き、申請の当時、
当該第一種地域の区域内に住所を有してお
り、又は指定時間以上の時間を当該第一種地
域の区域内で過ごすことが常態であり、か
つ、当該第一種地域の区域内に住所を有した
期間と指定時間以上の時間を当該第一種地域
の区域内で過ごすことが常態であつた期間と
が、政令で定めるところにより、疾病の種類
に応じて算定した期間以上である者

2 第二種地域の全部又は一部を管轄する都道府
県知事は、当該第二種地域につき第二条第三
項の規定により定められた疾病にかかつてい
ると認められる者の申請に基づき、当該疾病が当該
第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の
影響によるものである旨の認定を行なう。前項
後段の規定は、この場合について準用する。

3 第一種地域又は第二種地域の全部又は一部が
政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の
区域内にある場合には、その区域については、
第一項又は前項の規定による都道府県知事の権
限は、当該市の長が行なう。

4 都道府県知事(前項の政令で定める市にあつ
ては、当該市の長とする。第四十五条から第四
十八条まで及び第四百三十三条を除き、以下同
じ。)は、第一項又は第二項の認定(第六項、第
十三条第二項、第四十九条第一項及び第二項、
第五十二条第一項、第六十二条第一項並びに第
百九十九条第五項を除き、以下本則において単に
「認定」という。)を行なつたときは、当該認定を
受けた者(第六条の規定による申請に基づいて
認定を受けた者を除き、以下「被認定者」とい
う。)に対し、公害医療手帳を交付する。

5 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつて
その効力を生ずる。

6 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病に
ついては、重ねて第一項の認定を受けることが
できない。ただし、同一の疾病が第二条第三項

の規定により定められた他の都道府県知事の管
轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、
又は一日のうち指定時間以上の時間をその区域
内で過ごすことが常態となつた場合において、
当該他の都道府県知事に対しその旨の届出をし
たときは、当該疾病について現に受けている第
一項の認定は、当該他の都道府県知事がした同
項の認定とみなす。

第五條 認定の申請をした者が認定を受けな
いで死亡した場合において、その死亡した者が前
第一項又は第二項の規定により認定を受けるこ
とができる者であるときは、都道府県知事は、
その死亡した者の第三十条第一項に規定する遺
族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又
はその死亡した者について葬祭を行なう者の申
請に基づき、その死亡した者が認定を受けるこ
とができる者であつた旨の決定を行なう。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の
死亡の日から六月以内に限り、することができ
る。

3 第一項の決定があつたときは、同項に規定す
る死亡した者は、認定を受けたものとみなす。

第六條 第二項第三項の規定により定められた疾
病(以下「指定疾病」という。)にかかつてい
ると認められる者が当該指定疾病に關し認定の申請
をしないうで死亡した場合においては、第四條第
一項中「かかつてい」とあるのは「かかつてい
た」と、「ものの申請」とあるのは「ものの第三
十條第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第
一項各号に掲げる者又はその死亡した者につ
いて葬祭を行なう者の申請」と、同項各号中「申
請」とあるのは「死亡」と、同条第二項中「かか
つてい」とあるのは「かかつていた」と、「者の申
請」とあるのは「者の第三十条第一項に規定する
遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者
又はその死亡した者について葬祭を行なう者の
申請」と読み替へて、これらの規定を適用する。
この場合において、これらの規定による認定の

申請は、当該第一種地域又は第二種地域の指定
の日から一年以内でその死亡の日から六月以内
に限り、することができ。

(認定の有効期間)
第七條 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で
定める期間内に限り、その効力を有する。た
だし、政令で定める指定疾病に係る認定につ
いては、この限りでない。

2 都道府県知事は、認定にあたり、有効期間が
定められた指定疾病に係る被認定者の当該指定
疾病が有効期間の満了前になる見込みが少な
いと認めるときは、公害健康被害認定審査会
の意見をきいて、前項の規定にかかわらず、別に
当該認定の有効期間を定めることができる。
(認定の更新)

第八條 前条第一項又は第二項の規定により有効
期間が定められた被認定者の当該認定に係る指
定疾病が有効期間の満了前になる見込みがな
いときは、当該被認定者は、都道府県知事に対
し、認定の更新を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があ
つた場合において、公害健康被害認定審査会
の意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後
においても継続すると認めるときは、当該指定疾
病に係る認定を更新する。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される
認定について準用する。
(認定の取消し)
第九條 都道府県知事は、公害健康被害認定審査
会の意見をききその認定に係る者の指定疾病が
なおつたと認めるときは、認定を取り消すもの
とする。

(補償給付の請求)
第十條 補償給付の請求は、認定の申請がされた
後は、認定前であつても、することができ。
2 補償給付を支給する旨の処分は、その請求の
あつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。
(支給期間及び支払期)
第十一條 定期的に行なう補償給付の支給は、そ

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 公害健康被害補償法案外一案

一四五四

の請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 定期的に行なう補償給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前前月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた補償給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の補償給付は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(未支給の補償給付)

第十二条 補償給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償給付でまだその者に支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この章において同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求することができる。

2 未支給の補償給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。

3 未支給の補償給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償給付の免責等)

第十三条 補償給付を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害の填補がされた場合(次条第二項に規定する場合に該当する場合を除く。)においては、都道府県知事は、その価額の限度で補償給付を支給する義務を免れる。

2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の規定に係るものであるときは、公害健康被害補償協会(以下「協会」という。)は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づき損害を填補した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に對し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。

第十四条 補償給付の支給がされた場合においては、政令で定める法令の規定により同一の事由について当該補償給付に相当する給付等を支給すべき者は、その支給された補償給付の価額の限度で当該給付等を支給する義務を免れる。

(他の法律による給付等との調整)

2 前項の政令で定める法令の規定により同一の事由について補償給付に相当する給付等の支給がされた場合においては、都道府県知事は、政令で定めるところにより、その価額の限度で補償給付を支給する義務を免れる。この場合において、当該給付等を支給した者は、当該都道府県知事が補償給付を支給する義務を免れた価額の限度で、当該都道府県知事に對し、当該給付等の価額に相当する金額を求償することができる。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により補償給付の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者からその補償給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十六条 補償給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(総理府令への委任)
第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申請その他の補償給付に関する手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第二節 療養の給付及び療養費

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行なう。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

2 被認定者が前項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する次条に規定する公害医療機関に公害医療手帳を提示して、当該機関から受けるものとする。

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者(以下「公害医療機関」という。)は、次に掲げるもの(都道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申し出たものを除く。)とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局
二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十六条第四項に規定する療養取扱機関
三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条第一項に規定する指定医療機関
四 前三号に掲げるものほか、総理府令で定める病院、診療所及び薬局

(公害医療機関の義務)
第二十一条 公害医療機関は、環境庁長官の定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 公害医療機関は、被認定者の指定疾病についての療養の給付に關し、環境庁長官又は都道府県知事の行なう指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第二十二条 公害医療機関の診療方針及び診療報酬は、環境庁長官が中央公害対策審議会の意見をきいて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第二十三条 公害医療機関から診療報酬の請求があつたときは、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、当該請求に係る診療内容及び診療報酬を審査して、診療報酬の額を決定し、これを支払うものとする。

2 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、前項の規定による審査又は支払に關する事務を政令で定める者に委託することができる。

3 第一項の規定による審査をした者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(療養費の支給)

第二十四条 都道府県知事は、療養の給付を行なうことが困難であると認めるとき、又は被認定者が緊急その他やむを得ない理由により公害医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を支給する。

2 都道府県知事は、被認定者が公害医療手帳を提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、公害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を

支給する。

3 前二項の療養費の額は、第二十二条の規定に基づき定められた診療報酬の例により算定する。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

4 療養費の支給の請求は、その請求をすることができるときから二年を経過したときは、することができない。

第三節 障害補償費

(障害補償費の支給)

第二十五条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者(政令で定める年齢に達しない者を除く。)の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。

2 内閣総理大臣は、前項の障害の程度を定める政令の制定又は改定の際案をしようとするときは、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(障害補償費の額)

第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額(指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあつては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額)とする。

2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。

(併給の調整)

第二十七条 二以上の指定疾病に係る二以上の障害補償費を受けることができる一の被認定者に支給する当該二以上の障害補償費の額を合算し

た額が、当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額(一又は二以上の指定疾病につき前条第一項の規定により介護加算額が合算された障害補償費を受けることができる者にあつては、障害補償標準給付基礎月額と同項の政令で定める介護加算額とを合算した額)をこえるときは、政令で定めるところにより、そのこえる部分に相当する額の障害補償費は、支給しない。

(障害補償費の額の改定等)

第二十八条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事が、障害補償費の支給に關し特に必要があると認めて調査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の調査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第二十五条第一項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至つた同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。

3 障害補償費の支給を受けている者は、都道府県知事に対し、当該指定疾病による障害の程度が増進したことを理由として、障害補償費の額の改定を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事は、その者の指定疾病による障害の程度を調査しなければならぬ。第二項の規定は、この場合について準用する。

5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に変更があつたときは、障害補償費の額は、改定されるものとする。

6 第二項(第四項において準用する場合を含む。)又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の調査を受けなかつたときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差し止めることができる。

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金

(遺族補償費の支給)

第二十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2 指定疾病にかかつている者が認定を申請しない当該指定疾病に起因して死亡し、第六条の規定による申請に基づいて認定がされた場合において、その遺族の請求があつたときも、前項と同様とする。

3 遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4 被認定者又は第六条の規定による申請に基づいて行なわれた認定に係る死亡者(以下「認定死亡者」という。)が二以上の指定疾病に起因して死亡したときは、当該指定疾病に係る認定を行なつた一の都道府県知事に対してのみ、遺族補償費を請求することができる。

5 二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る遺族補償費の支給に要する費用の支弁の方法は、政令で定める。

(遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第三十条 遺族補償費を受けることができる遺族は、被認定者又は認定死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたもの(死亡の当時その者に

よつて生計を維持していたものがないときは、認定の申請の当時その者によつて生計を維持していたもの)とする。ただし、妻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、被認定者又は認定死亡者の死亡の時に次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。

2 被認定者又は認定死亡者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償費を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

(遺族補償費の額)

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。

3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

(遺族補償費の額の改定)

第三十二条 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族の数の増減を生じたときは、遺族補償費の額を改定する。

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

公費健康被害補償法案外一案

一四五六

2 第二十八條第五項及び第六項の規定は遺族補償標準給付基礎月額に變更があつた場合について

同項の規定は前項の規定により遺族補償額の額が改定された場合について準用する。

(遺族補償一時金の支給)

第三十三條 遺族補償を受けることができる者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その者に対する遺族補償は、支給しない。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)をしたとき。
- 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む)となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した被認定者又は認定死亡者との親族関係が終了したとき。
- 五 子、孫又は兄弟姉妹にあつては、十八歳に達したとき。

(後順位者からの遺族補償の請求)

第三十四條 遺族補償を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族補償を請求することができる。前条の規定により遺族補償が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくなつて後順位者があつたときも、同様とする。

(遺族補償一時金の支給)

第三十五條 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、その死亡の時に遺族補償を受けることができる遺族がいないときは、次に掲げる者の請求に基づき、公費健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償一時金を支給する。

一 配偶者

二 被認定者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父父母

三 被認定者の認定の申請の当時その者によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父父母並びに兄弟姉妹

2 第二十九條第二項、第四項及び第五項の規定は、遺族補償一時金の支給について準用する。

3 遺族補償を受けることができる者が、第三十三條各号の一に該当することとなつた場合において、他に遺族補償を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者又は認定死亡者の死亡により支給される遺族補償額の合計額がその死亡した者について次条第一項の規定により算定した額に満たないときは、第一項各号に掲げる者の請求に基づき、遺族補償一時金を支給する。

4 遺族補償一時金を受けることができる者の順位は、第一項各号の順序により、同項第二号から第四号までに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。

(遺族補償一時金の額)

第三十六條 前条第一項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額に政令で定める月数を乗じて得た額に相当する額とする。

2 前条第三項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者について前項の規定により算定した額から当該被認定者又は認定死亡者の死亡により支給された遺族補償額の合計額を控除した額に相当する額とする。

3 第三十一條第三項の規定は、前二項の遺族補償一時金の額について準用する。

(遺族補償等の請求の期限)

第三十七條 遺族補償又は遺族補償一時金の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡した時(第三十四條後段の規定による請求により支給する遺族補償及び第三十五條第三項の規定により支給する遺族補償一時金の支給にあつては、

定により支給する遺族補償一時金にあつては、従前の遺族補償を受けることができる者が第三十三條各号の一に該当するに至つた時)から二年を経過したときは、することができない。

(遺族補償等の支給の制限)

第三十八條 遺族補償又は遺族補償一時金は、被認定者又は認定死亡者が故意に死亡させた者には、支給しない。被認定者又は認定死亡者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族補償又は遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者が故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 遺族補償は、遺族補償を受けることができる先順位又は同順位となるべき者が故意に死亡させた者には、以後支給しない。

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料

(児童補償手当の支給)

第三十九條 都道府県知事は、その認定に係る被認定者で第二十五條第一項の政令で定める年齢に達しないものの指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者を養育している者の請求に基づき、公費健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた政令で定める額(指定疾病による障害の程度が当該政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあつては、その額と第二十六條第一項の政令で定める介護加算額とを合算した額)の児童補償手当を支給する。

2 内閣総理大臣は、前項の障害の程度を定める政令の制定又は政令の改定をしようとするときは、中央公費対策審議会の意見をきかなければならない。

3 第二十七條及び第二十八條(第五項を除く)の規定は、児童補償手当の支給について準用する。

(療養手当の支給)

第四十條 都道府県知事は、その認定に係る被認定者で当該認定に係る指定疾病について第十九條第一項各号に掲げる療養を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、その病状の程度に応じた政令で定める額の療養手当を支給する。

2 第二十四條第四項の規定は、療養手当の支給の請求について準用する。

(葬祭料の支給)

第四十一條 都道府県知事は、その認定に係る被認定者で当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行なう者の請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 第二十九條第二項、第四項及び第五項並びに第三十七條の規定は、葬祭料の支給及びその請求について準用する。

(補償給付の制限)

第四十二條 被認定者又は認定死亡者が、重大な過失により、指定疾病にかかり、指定疾病による障害の程度を増進させ、指定疾病がなおるのを妨げ、又は指定疾病を悪化させて死亡したときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。被認定者で第二十五條第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、重大な過失により、当該被認定者による障害の程度を増進させ、又は指定疾病がなおるのを妨げたときは、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第四十三條 被認定者又は被認定者で第二十五條

第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(補償給付の額についての他原因の参酌)

第四十四条 都道府県知事は、第三条第一項第二号から第七号までに掲げる補償給付の額を定め、又はその額を改定するにあたり、被認定者又は認定死亡者に係る指定疾病による障害が発生し、若しくはその程度が増進したこと、指定疾病がなおらないこと又は指定疾病に起因して死亡したことにつき他の原因があると認めるときは、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、当該他の原因を参酌することができる。

第七節 公害健康被害認定審査会

第四十五条 この法律によりその権限に属せられた事項を行なわせるため、第一種地域又は第二種地域の全部又は一部をその区域を含む都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に、公害健康被害認定審査会を置く。

2 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以上で組織する。

3 委員は、医学、法学その他の公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他の公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。

第三章 公害保健福祉事業

第四十六条 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、環境庁長官の承認を受け

て、指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要な政令で定める公害保健福祉事業を行なうことができる。

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源

(費用の支弁)

第四十七条 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該都道府県知事又は当該市の長が行なう補償給付の支給(第十四条第二項の規定による求償に対する支払を含む。以下この章において同じ。)に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事又は当該市の長が行なう事務の処理に要する費用

(納付金)

第四十八条 前条の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一号に掲げる費用は、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てらる。

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分の三に相当する額については、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てらる。

(納付金の財源)

第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第四条第一項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てられるものの全部並びに第一種地域に係る指

定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てられるものの三分の二については、第五十二条第一項の規定により協会が徴収する汚染負荷量賦課金のほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員をもつて充て、第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てられるものの三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てらる。

2 前条の規定による納付金のうち、第四条第二項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に關する補償給付の支給に要する費用に充てられるものの全部並びに第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てられるものの三分の二については、第六十二条第一項の規定により協会が徴収する特定賦課金をもつて充て、第二種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てられるものの三分の一については、第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつて充てらる。

3 第一項の規定により前条の規定による納付金に充てらるべき汚染負荷量賦課金及び別に法律で定めるところにより徴収される金員の配分比率は、第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者その他の者の第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である物質の排出の状況その他の事情を勘案して、政令で定める。

(交付金)

第五十条 政府は、政令で定めるところにより、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に對し、第四十七条の規定により当該都道府県知事又は当該市が支弁する同条第二号に掲げる費用の二分の一に相当する金額を交付する。

(補助金)

第五十一条 政府は、協会に對し、第四十八条第

二項の規定による納付金の三分の一に相当する金額を補助するものとする。

第二節 汚染負荷量賦課金

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第五十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第一項の規定に係る被認定者及び認定死亡者に關する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てられるものの、第十三条第二項の規定による支払に要する費用並びに協会が行なう事務の処理に要する費用の一部に充てらるため、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される施設でこれに相当するものを含む。第六十二条第一項において同じ。)のうち第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である政令で定める物質を排出するものが設置される工場又は事業場で、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に應じて政令で定める量以上であるものを、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

2 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第五十三条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、当該ばい煙発生施設等設置者が排出する前条第一項の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の年間排出量の算定の方法は、総理府令、通商産業省令で定める。

内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前項の規
 係る指定疾病に影響を与えた大気の汚染又は水
 質の汚濁の原因である物質の排出量その他の事
 情を考慮して、政令で定める。

かなければならない。

(特定賦課金の額の決定、通知等)

第六十四条 協会は、前条第一項の政令で定める特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特定賦課金の額が定められた後、特定賦課金の額を変更する必要があるときは、協会は、当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額を通知しなければならない。

3 協会は、特定施設等設置者が納付した特定賦課金の額が、前項の規定による変更後の特定賦課金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特定賦課金の額をこえる場合には、そのこえる額について、未納の特定賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(共同納付の場合の特例)

第六十五条 協会は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の額を定めなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、協会は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定

賦課金の額を定めなければならない。

3 第一項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の全部である場合にはその納付すべき特定賦課金の総額を、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該特定施設等設置者は、その特定賦課金を納付したものとみなす。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の共同で納付すべき特定賦課金について準用する。

(準用)

第六十六条 第五十六条から第六十条までの規定は、特定賦課金について準用する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第六十七条 この節に定めるもののほか、特定賦課金その他この節の規定による徴収金に關し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則

(目的)

第六十八条 協会は、ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収及び特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収、第十三条第二項の規定による支払並びに第四十八条の規定による納付金の納付に關する業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第六十九条 協会は、法人とする。

(事務所)

第七十条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第七十一条 協会は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七十二条 協会でない者は、公害健康被害補償協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第七十四条 協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第七十五条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員員の任期)

第七十六条 会長及び監事は、環境庁長官及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員員の任期)

第七十七条 役員員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員員の欠格条項)

第七十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員員の解任)

第七十九条 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員員の兼職禁止)

第八十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第八十一条 協会と会長又は第七十五条第二項の規定により協会を代表する理事との利益が相反する事項については、会長及び理事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第八十二条 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の從たる事務所の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員員の任命)

第八十三条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員員の公務員たる性質)

第八十四条 協会の役員及び職員は、刑法(明治

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 公害健康被害補償法案外一案

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 公害健康被害補償法案外一案

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 評議員会

(評議員会)

第八十五条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員)

第八十六条 評議員は、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の加入している団体又はその連合団体の役員及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、環境庁長官及び通商産業大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第七十七条第一項ただし書及び第二項並びに第七十九条第二項の規定は、評議員について準用する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第八十七条 前二条に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第四節 業務

(業務の範囲)

第八十八条 協会は、第六十八条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収

二 第十三条第二項の規定による支払

三 第四十八条の規定による納付金の納付

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十九条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務

(汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の決定及び滞納処分を除く。)の一部を、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者の加入している団体で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の認可があつた場合においては、同項の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第九十条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

(資料の提出命令)

第九十一条 協会は、第八十八条第一号に掲げる業務に関し必要があるときは、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第九十二条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第九十三条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第九十四条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に環境庁長官及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を環境庁長官及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九十五条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第九十六条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(補助金)

第九十七条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その事務の処理に要する費用を補助することができる。

(余裕金の運用)

第九十八条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第九十九条 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第一百条 この法律に定めるもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第六節 監督

第一百一条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣が監督する。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告の徴収等)

第一百二条 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第八十九条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 補則

(解散)

第百三条 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第百四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条又は第九十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
- 二 第九十四条第一項又は第九十九条の承認をしようとするとき。
- 三 第九十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、第九十条第二項又は第九十一条の総理府令、通商産業省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)
第百五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、協会を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 不服申立て

第百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、異議申立てをすることができる。

(異議申立て及び審査請求)

2 認定又は補償給付の支給に関する処分不服がある者の審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してしなければならない。

3 第一項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(行政不服審査法の適用関係)

第百七条 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法昭和三十一年法律第六十号)第二十五条の規定は、適用しない。

2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第二十条及び第三十一条の規定の適用に関しては、同法第二十条第三号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一条中「その庁の職員」とあるのは「審査員」とする。

(不服申立てと訴訟との関係)
第百八条 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求

(審査請求)
第百九条 この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、環境庁長官及び通商産業大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)
第百十条 この法律に基づいて協会がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境庁長官及び通商産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第三節 公害健康被害補償不服審査会
第一款 設置及び組織

(設置)

第百十一条 第百六条第二項の審査請求の事件を取り扱わせるため、環境庁長官の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会(以下この章において「審査会」という)を置く。

(組織)

第百十二条 審査会は、委員六人をもつて組織する。

(委員の任命)

第百十三条 委員は、人格が高潔であつて、公害問題に関する識見を有し、かつ、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)
第百十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。

(職権の行使)

第百十五条 委員は、独立してその職権を行なう。

(身分保障)

第百十六条 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)

第百十七条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第百十八条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員会)
第百十九条 審査会の会務の処理(審査請求の事件の取扱いを除く)は、委員の全員の会議(以下この条において「委員会」という)の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長が招集する。

3 委員会議は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

4 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会が第百六条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

6 会長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、第百十八条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員は、会長とみなす。

(審査請求事件の取扱い)

第百二十条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 公害健康被害補償法案外一案

一四六二

成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認められた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定められない場合

三 審査会が、委員の全員をもつて構成する合議体において審査請求事件を取り扱う旨の議決をした場合

第二百一十一條 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に事故があるときは、第一百八十八条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員が審査長となる。

第二百二十二條 前条第二項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第二百二十条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第二百二十条第二項の合議体の議事は、出席した三人以上の審査員の賛成をもつて決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(服務)
第二百二十三條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(給与)
第二百二十四條 委員の給与は、別に法律で定める。

(庶務)
第二百二十五條 審査会の庶務は、環境庁企画調整局において処理する。

第二款 審査請求の手續
第二百二十六條 審査会は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を利害関係人に送付しなければならない。

(審理の期日及び場所)
第二百二十七條 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政庁、審査請求人及び参加人(以下この款において「当事者」という。)に通知しなければならない。

(審理の公開)
第二百二十八條 審理は、公開して行なう。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)
第二百二十九條 審理の指揮は、審査長が行なう。

(意見の陳述等)
第二百三十條 当事者及びその代理人は、審理の期日に出席して意見を述べることができる。この場合において、当事者又はその代理人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出席することができる。

(受診命令)
第二百三十一條 審査会は、審理を行なうため特に必要があると認めるときは、審査請求人に対し、認定又は補償給付の支給に係る者について、審査会の指定する医師の診断を受けるべき

ことを命ずることができる。

(調書)
第二百三十二條 審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者及び利害関係人は、審査会の許可を得て、前項の調書を閲覧することができる。

(合議の非公開)
第二百三十三條 審査会の合議は、公開しない。

(不服申立ての制限)
第二百三十四條 この款の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(総理府令への委任)
第二百三十五條 この款に定めるもののほか、審査請求の手續に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第七章 雜則
(認定を受けた者等に対する報告の徴収等)
第二百三十六條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(受診命令)
第二百三十七條 都道府県知事は、認定又は補償給付の支給に關し必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、その認定又は補償給付の支給に係る者について、当該都道府県知事の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(補償給付の一時差止め)
第二百三十八條 補償給付を受けることができる者が、第二百三十六條の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、その者に対する

補償給付を一時差し止めることができる。

(公害医療機関に対する報告の徴収等)
第二百三十九條 都道府県知事は、療養の給付に關し必要があると認めるときは、公害医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して出頭を求め、又はその職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二百二条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 公害医療機関が、第一項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行なつた者等に対する報告の徴収等)
第二百四十條 都道府県知事は、認定又は補償給付(療養の給付を除く。以下この項において同じ。)の支給に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断又は補償給付に關する診療、薬剤の支給若しくは手当を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、又はその職員に質問させることができる。

2 第二百二条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 公害医療機関が、第一項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行なつた者等に対する報告の徴収等)
第二百四十條 都道府県知事は、認定又は補償給付(療養の給付を除く。以下この項において同じ。)の支給に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断又は補償給付に關する診療、薬剤の支給若しくは手当を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、又はその職員に質問させることができる。

2 第二百二条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 公害医療機関が、第一項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

間について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第四百四十一条 環境庁長官又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二百二条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(期間の計算)

第四百四十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、別段の定めがある場合を除き、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第四百四十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、都道府県知事、第四條第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に対し、条例で定めるところにより、認定を申請しようとする者、被認定者(死亡した者を含む)、指定疾病にかかつていた者で認定を受けないで死亡したものの、補償給付を受けようとする者又は補償給付を受けていた者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(政令の制定とその経過措置)

第四百四十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めること

とができる。

第八章 罰則

第四百四十五条 第二十三條第三項、第四十五條第四項又は第二百二十三條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四百四十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第三百六十六条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

三 第四百四十条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四百四十七条 第二百二条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第四百四十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 第七十二条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四百四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四百四十六条第一号若しくは第三号、第四百四十七条第二項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第五百十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により環境庁長官及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十八條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第九十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第一百一条第二項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第七節、第五章、第四百四十五条中第四十五條第四項に係る部分、第四百四十六条第一号、第四百四十七条第一項、第四百四十九条、第五百十条、附則第三條、附則第四條第二項、附則第五條から附則第八條まで、附則第十九條、附則第二十条及び附則第二十五条から附則第二十七条までの規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第四條第一項、附則第三十条及び附則第三十一条の規定は公布の日から施行する。

(最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する特例)

第二条 この法律の施行後最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する第五十二条第一項及び第五十五条第一項の規定の適用については、第五十二条第一項に規定する年度は、同項の規定にか

かわらず、この法律の施行の日に始まるものと

する。

(協会の設立)

第三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その旨を環境庁長官及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三條第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(協会の設立に伴う経過措置)

第六条 第五章の規定の施行の際現に公害健康被害補償協会という名称を使用している者については、第七十二条の規定は、同章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第七条 協会の最初の事業年度は、第九十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第九十三条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(最初に任命される公害健康被害補償不服審査会の委員に関する特例)

第九条 この法律の施行後最初に任命される公害

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

公害健康被害補償法案外一案

一四六四

健康被害補償不服審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第百十三条第二項及び第三項の規定の例による。

2 この法律の施行後最初に任命される公害健康被害補償不服審査会の委員の任期は、第百四十四条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人は二年、二人は二年、二人は三年とする。

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の廃止)

第十条 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(旧法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の認定を受けている者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者となす。

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例によりその認定をすることができ、この場合においては、その認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者となす。

第十三条 前二条の規定によりこの法律による認定を受けた者とみなされる者の指定疾病に係る第七条第一項の規定による認定の有効期間の始期は、この法律の施行の日とする。

第十四条 前条に規定する者に対して交付された旧法第三条第三項の公害医療手帳は、次項の規定により第四条第四項の公害医療手帳が交付されるまでの間に限り、同項の公害医療手帳とみなす。

2 都道府県知事は、この法律の施行後すみやかに、前条に規定する者に対し、第四条第四項の公害医療手帳を交付しなければならない。

第十五条 旧法第三条第一項の認定を受けた者及

び附則第十二条の規定により旧法第三条第一項の規定の例による認定を受けた者についてのこの法律の施行前の医療又は介護に係る費用の支給に関しては、なお従前の例による。

第十六条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が旧法第六条第一項に規定する保険医療機関等又は生活保護指定医療機関で医療を受けた場合における当該保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対する医療費の支払については、なお従前の例による。

第十七条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病に関し損害賠償その他の給付を受けた場合における旧法の規定により支給された医療費、医療手当及び介護手当の額に相当する金額の返還に関しては、なお従前の例による。

2 前項においてなお従前の例によることとされる旧法第二十九条に基づく政令の規定により旧法第二十四条の規定による返還金の一部に相当する金額の納付を受けた公害防止事業団は、その額の金銭を、旧法第十六条第一項に規定する法人が存続する限りその法人に引き継ぐものとする。

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 第二条第一項から第三項までの規定に基づき、旧法の規定により定められた指定地域及び当該指定地域に係る疾病を第二条第一項の第一種地域又は同条第二項の第二種地域及び当該地域に係る疾病として定める政令の立案をしようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

(公害対策基本法の一部改正)

第二十条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」に改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第二項に規定する特定施設の設置者(以下「特定施設設置者」という。)は、前項の規定により届出をする場合を除き、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

第十二条の二中「定めらるるもの」の下に「及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。

(汚濁原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第 号)第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設設置者(過去の特定施設設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

第二十五条の十中「第八条の下に」を「第十一条の下に、第十二条から第十三条まで」を加え、「第十八条を」第十八条の二に、「これらの規定を」第七条、第八条、第十一条の二、第十二条の二、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条に改め、「流域下水道」との下に「第十一条の二、第十二条第一項、第十三条第一項」を、「流域下

水道管理者」との下に「第十二条中「公共下水道を」とあるのは、流域下水道を」と、同条中「公共下水道若しくは流域下水道」を「公共下水道からの放流水又は流域下水道又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」とあり、第十三条第一項中「公共下水道若しくは流域下水道」又は「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道」とあるのは、流域下水道と、同項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備」とあるのは、他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設又はは」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」とを加える。

第三十九条の二中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者を」、「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を、「使用する者」の下に「政令で定めらるるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第四十九条第一号中「第十一条の二」、同条第二号中「第十二条の二」及び同条第三号中「第十三条第一項」の下に「(第二十五条の十において準用する場合を含む。)」を加える。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行の際現に継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用している水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設の設置者(前条の規定による改正前の下水道法第十一条の二の規定により届出をした者及び届出をしなければならない者に該当する者を除く)は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、その旨を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしなければならない者については、前条の規定による改正後の下水道法第十二条の二の規定は、この法律の施行の

日から起算して三十日間は、適用しない。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(地方自治法の一部改正)

第二十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六条の五第三号中「第十八条を」と「第十八条及び第十八条の二を」に改め、「損傷負担金」の下に、「汚濁原因者負担金」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二十四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の二の二 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

第一条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の二の二 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員」

を「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「繊維工業構造改善事業協会」の下に、「公害健康被害補償協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第...)

(法人税法の一部改正)

第二十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第...)

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十八条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中、「結核予防法」を「又は結核予防法」に改め、「又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)第六條第四項」及び「又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第六條第五項」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に行なわれた旧法第四條第一項各号の医療に係る旧法第六條第一項に規定する保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対する医療費の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第...)

の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを処理すること。

(環境庁設置法の一部改正)

第三十一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第...

八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十六號を第二十六號の二とし、第二十五號の次に次の一号を加える。

二十六 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第...)

の施行に關する事務を処理すること。

第三十二條 環境庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二十六號の二を削る。

第五條第三項中「並びに国立公害研究所及び公害研修所」に關する事務を、「国立公害研究所及び公害研修所に關する事務並びに公害健康被害補償不服審査会の庶務に關する事務」に改める。

第八條中「公害研修所」を「公害研修所公害健康被害補償不服審査会」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。

(公害健康被害補償不服審査会)

第十條の二 公害健康被害補償不服審査会に關しては、公害健康被害補償法の定めるところによる。

理由

事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大氣の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることの重要性にかんがみ、その健康被害による損害を填補するために療養の給付、障害補償費等の補償給付を支給することとする

にも、被害者の福祉のために必要な公害保健福祉事業を行なうこととし、これらに必要な費用の徴収方法及びその徴収機構である公害健康被害補償協会の設立について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

瀬戸内海環境保全臨時措置法案

右の議案を提出する。
昭和四十八年九月十四日

提出者
公害対策並びに環境保全特別委員長 佐野 憲治

瀬戸内海環境保全臨時措置法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 瀬戸内海の環境の保全に關する基本となるべき計画の策定(第三条)

第三章 排出水の排出の規制その他の措置(第四條・第十九條)

第四章 雑則(第二十條・第二十三條)

第五章 罰則(第二十四條・第二十七條)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に關する基本となるべき計画を策定すべきことを明示するとともに、当該計画が策定されるまでの間における瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するための当面の措置として、排水規制の強化、特定施設の設置の規制等について、特別の措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

一 和歌山県紀伊の御岬燈台から徳島県伊予及び前島を経て蒲生田岬に至る直線

二 愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

三 山口県火ノ山下燈台から福岡県門司崎燈台に至る直線

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

公害健康被害補償法案外一案

一四六六

2 この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、及び大分県並びに瀬戸内海の環境の保全に関係があるその他の府県で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「関係府県知事」とは、関係府県の知事をいう。

第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の策定)

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、すみやかに、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

第三章 排出水の排出の規制その他の措置

(排出水の排出の規制の強化)

第四条 環境庁長官は、瀬戸内海環境保全審議会の議を経て、瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量を昭和四十七年当時の二分の一の程度に減少させることを目的として、関係府県、この当該汚濁負荷量の限度を定めなければならない。

2 関係府県は、当該府県の前に規定する産業排水に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量をこの法律の施行の日から三年以内に同項の規定により定められた当該府県に係る汚濁負荷量の限度まで段階的に減少させることを旨として、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基

づく排水基準を定めるものとする。

3 第一項の汚濁負荷量の限度の決定は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにしなければならない。

(特定施設の設置の許可)

第五条 関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設をいう。同項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場から排出される排出水(同条第三項に規定する排出水をいう。以下同じ。)の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類の

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法

七 排出水の一日当たりの最大量

八 排出水の汚染状態その他の総理府令で定める事項

3 前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間

5 府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を他の関係府県知事及び当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。

6 第四項の告示があつたときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

7 第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(特定施設の設置の許可の基準)

第六条 府県知事は、前条第一項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしなければならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2 府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る特定施設が前項第一号に該当する場合において、同条第一項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。

(特定施設に係る経過措置)

第七条 第五条第一項に規定する区域において一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排出水を排出するものは、当該施設について同項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、総理府令で定め

るところにより、同条第二項各号に掲げる事項を府県知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

3 第五条第三項から第七項まで及び第六条の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第五条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第九条 第五条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十条 第五条第一項の許可を受けた者からその許可に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第五条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を府県知事に届

け出なければならぬ。

(違反に対する措置命令)

第十一条 府県知事は、第五条第一項の規定に違反して特定施設を設置した者又は第八条第一項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(水質汚濁防止法等の適用関係)

第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十一条まで及び同法第二十三条第三項から第五項まで(同法第五条、第七条、第八条、第十条及び第十一條に係る部分に限る。)並びに海洋汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十七條第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に係る当該特定施設については、適用しない。

2 第五条第一項に規定する区域における水質汚濁防止法第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律(瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)第五条から第十一條までの規定を含む。)」とする。

(埋立て等についての特別の配慮)

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認については、第三条の瀬戸内海の特種性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に關しては、瀬戸内海環境保全審議会において調査審議するものとする。

(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の汚染の現状にかんがみ、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚水のしゅんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

(財政上の援助等)

第十五条 国は、前条の事業を実施する者に対し、財政上の援助、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めなければならない。

(瀬戸内海浄化のための事業に関する計画の設定)

第十六条 政府は、瀬戸内海の汚濁した水質の浄化を図ることを目的とする大規模な事業に関する計画を設定するよう努めるものとし、そのための技術開発等を促進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(技術開発の促進)

第十七条 政府は、すみやかに、赤潮の発生を防止技術、船舶内における油の処理技術その他瀬戸内海の環境保全のための技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(排水に係る量規制の導入)

第十八条 政府は、すみやかに、瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域に排出される排水の規制に關し、量規制の導入について必要な措置を講ずるものとする。

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第十九条 政府は、瀬戸内海において赤潮、油等による漁業被害が多数発生している状況にかんがみ、すみやかに、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるものとする。

第四章 雑則

(勧告又は助言)

第二十条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 環境庁長官は、関係府県知事に対し、前項の勧告によつてとられた措置について報告を求め

ることができる。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の委任)

第二十二条 この法律の規定により府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。

(瀬戸内海環境保全審議会)

第二十三条 環境庁に、瀬戸内海環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境庁長官又は関係大臣の諮問に應じ、瀬戸内海の環境の保全に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、瀬戸内海の環境の保全に關する重要事項について、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、次の各号に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 関係府県知事
- 三 関係市町村の長を代表する者
- 四 学識経験のある者

5 審議会の委員は、非常勤とする。

6 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者
- 二 第十一条の規定による命令に違反した者

第二十五条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第八条第四項、第九条又は第十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、特定施設の設置につき水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者でこの法律の施行の際に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないもの及び同法第六条の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行の際に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、第五条第一項、第八条第一項及び第十二條第一項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建築物、

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

公害健康被害補償法案外一案

一四六八

工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をして当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしてゐる者を含む)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排出水を排出するものは、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を府県知事に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三条 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九条第一項の規定による実施の制限に関しこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、施行の日から起算して三年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

(環境庁設置法の一部改正)

第五条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第五条第六項中「及び第二十号から第二十五

第十一条第一項の表中

自然環境保全審議会	自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の保護等の規制に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行ふこと。
瀬戸内海環境保全審議会	瀬戸内海環境保全臨時措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行ふこと。

理由

瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定すべきことを明示するとともに、当該計画が策定されるまでの間における瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するための当面の措置として、排水規制の強化、特定施設の設置の規制、瀬戸内海環境保全審議会の設置等に関する法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、昭和四十八年度において約四百万円の見込みである。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長長野憲治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

号までを、第二十号から第二十五号まで及び第二十七号の二に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務を加える。

自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の保護等の規制に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行ふこと。

に改める。

〔佐野憲治君登壇〕

○佐野憲治君 ただいま議題となりました公害健康被害補償法案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げますとともに、瀬戸内海環境保全臨時措置法案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、公害健康被害補償法案について申し上げます。

本案は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響による健康被害を受けた被害者の迅速かつ公正な保護をはかるため、その損害をてん補するための補償等を行ふものであります。

その要旨は、第一に、救済の対象となる者は、指定地域において指定疾病にかかっている等、一定の要件を満たしているものとして認定を受けた者及びその遺族等としております。

第二に、補償の給付は、療養の給付、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手

当、療養手当及び葬祭料の七つの種類について支給することとしたしております。

第三に、補償給付の支給と相まって被害者の健康を回復させる等被害者の福祉を増進し、指定疾病による被害を予防するために必要な公害保健福祉事業を行ふこととしております。

第四に、本制度に必要な費用は、ばい煙発生施設、特定施設等を設置する事業者から徴収する汚染負荷量賦課金及び特定賦課金を充てるほか、別に法律で定めるところにより徴収される金員を充てることと、国と都道府県等においてもその一部を負担することとしております。

本案は、去る七月四日日本委員会に付託され、六日政府から提案理由の説明を聴取した後、十日から質疑に入り、十二日には参考人から、十六日には公聴会を開催して公述人から意見を聴取するなど十二日間わたる慎重な審査が行なわれました。

特に、補償給付の給付水準等に関する問題、慰謝料に関する問題、公害保健福祉事業の内容に関する問題、公費負担に関する問題、政令委任事項に関する問題、財産被害、特に生業被害に対する補償制度に関する問題等について熱心な質疑が行なわれましたが、これらの論議の詳細については会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくして、九月十三日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党から補償給付の制限に関する規定第四十二条を削除することなどを内容とする修正案が、日本共産党・革新共同から補償給付に慰謝料、移転補償費を加えることなどを内容とする修正案が提出され、提出者登壇重次郎委員及び中島武敏委員からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、討論を行ない、次いで採決を行ないましたところ、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案は多数をもって自由民主党提出の修正案どおり修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対しましては、公害発生源に対する

る規制の強化及び補償給付の内容の充実等を内容とする自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。

次に、瀬戸内海環境保全臨時措置法案につきまして、その提案の趣旨を申し上げます。

古来、瀬戸内海は、澄みきった水、変化に富んだ海岸線等比類のない美しさを世界に誇る景勝地として、また漁業資源の一大宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受してきたところであります。

しかるに、近年、瀬戸内海沿岸地域における工業生産が推進され、水は濁り、海岸は埋め立てられ、このまま放置すれば、美しい瀬戸内海は永久に失われてしまふおそれがあります。

このような事態に対して、美しい瀬戸内海をわが国のかげがえのない宝として後世の人々に残すためには、一刻も早く抜本的対策を講ずることが必要であり、このため政府に瀬戸内海の環境保全のための総合的な計画をすみやかに樹立させることに、その計画が策定されるまでの間における当面の措置として本法案を提出した次第でございます。

以下、法案の内容を申し上げます。

第一に、瀬戸内海の環境保全に関する基本となるべき計画の策定については、瀬戸内海の環境保全の重要性にかんがみ、政府は、すみやかに、瀬戸内海の海水の保全、自然景観の保全等を内容とする瀬戸内海の環境保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならないこととしたしております。

第二に、排出水の排出規制の強化については、瀬戸内海並びにこれに接続する河川等に排出される産業排水にかかる汚濁負荷量を昭和四十七年当時の二分の一程度に減少させることを目的として、関係府県ごとの汚濁負荷量の限度を定め、関係府県は三年以内に当該限度まで段階的に減少させることを旨として、水質汚濁防止法に基づく上

乗せ排出基準を定めなければならないこととしております。

第三に、特定施設の設置等については、関係府県の区域において特定施設を設置し、または、その構造、排出水の量等を変更しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならないこととし、許可にあたっては、事前に環境に対する影響調査を実施せしめるとともに、その結果を縦覧に供し、広く利害関係人の意見を求めるなど工場の立地を強く規制することとしておるのであります。

第四に、埋め立て等につきましては、関係府県知事は公有水面埋立法に基づく免許または承認を与えらるにあたって、瀬戸内海の特長性を十分に配慮し、瀬戸内海の環境保全の万全を期することとしております。

その他、瀬戸内海の環境保全のために必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律は施行の日から起算して三年をこえない範囲内で別に法律で定める日に失効することとしたしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

〔参照〕

公害健康被害補償法案に対する修正案(委員会修正)

公害健康被害補償法案の一部を次のように修正する。

目次中「第四十二条―第四十四条」を「第四十二条・第四十三条」に、「第四十五条」を「第四十四条・第四十五条」に改める。

第四十二条の前の見出し及び同条を削り、第四十三条に見出しとして「補償給付の制限」を附し、同条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条を次のように改める。

〔設置〕

第四十四条 この法律によりその権限に属せられた事項を行なわせるため、第一種地域又は第二種地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第四十三条第三項の政令で定める市に、公害健康被害認定審査会を置く。

〔組織等〕

第四十五条 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。

委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四十三条第三項の政令で定める市の長が任命する。

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四十三条第三項の政令で定める市の条例で定める。

第四十六条中「環境庁長官の承認を受けて、」を削り、「政令で定める公害健康被害事業を行なうことができる」を「リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害健康被害事業を行なうものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は第四十三条第三項の政令で定める市の長は、前項の公害健康被害事業を行なおうとするときは、環境庁長官の承認を受けなければならない。

第四十五条及び附則第一条ただし書中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

出席国務大臣

厚生大臣 齋藤 邦吉君
農林大臣 櫻内 義雄君
通商産業大臣 中曾根康弘君
運輸大臣 新谷寅三郎君
労働大臣 加藤常太郎君
建設大臣 金丸 信君
国務大臣 三木 武夫君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)
一、去る七日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百六十一一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
千九百七十二年の国際コカア協定の締結について承認を求めるの件

(法律公布奏上及び通知)
一、去る七日、次の法律の公布を奏上し、その旨

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 朗読を省略した議長の報告

参議院に通知した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに
関する法律

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

屋外広告物法の一部を改正する法律

船舶安全法の一部を改正する法律

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す
る法律

公有水面埋立法の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正す
る法律

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調
整に関する法律

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正
する法律

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

船員保険法の一部を改正する法律

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部
を改正する法律

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法
律

(政府委員退任)

一、去る十日、田中内閣総理大臣から前尾議長あ
て、七日付をもって内閣総理大臣官房総務審議
官宮崎隆夫は公害等調整委員会事務局長に、内
閣総理大臣官房管理室長佐々成美は内閣総理大
臣官房総務審議官に、総理府統計局長加藤泰守
は沖繩開発事務次官に、公害等調整委員会事務
局長川村皓章は総理府統計局長にそれぞれ任命
されたので政府委員としての資格を失った旨の
通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申
し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任
命することを承認した。

内閣総理大臣官房総務審議官 佐々 成美

内閣総理大臣官房管理室長 伊藤 廣一

総理府統計局長 川村 皓章

公害等調整委員会事務局長 宮崎 隆夫

(政府委員任命)

一、去る十一日、田中内閣総理大臣から前尾議長
あて、十日議長において承認した佐々成美外三
名を十一日第七十一回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

(意見書受領)

一、昨十七日、内閣から地方財政法第二十条の二
の規定に基づく意見書を受領した。

(要求書受領)

一、今十八日、内閣から、中央社会保険医療協議

会委員に高橋正雄君及び山田雄三君を任命した
ので、社会保険審議会及び社会保険医療協議
会法第十五条第五項の規定により本院の同意を
得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、労働保険審査会委員に
八木高生君を任命したので、労働保険審査官
及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定
により本院の同意を得たい旨の要求書を受領し
た。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

大久保直彦君

沖本 泰幸君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

稲富 稜人君

辞任

米内山義一郎君

稲富 稜人君

神田 大作君

芳賀 貢君

小沢 貞孝君

小宮 武喜君

通信委員

辞任

小沢 貞孝君

神田 大作君

小沢 貞孝君

予算委員

辞任

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

内閣委員

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

近藤 鉄雄君

野中 英二君

越智 伊平君

法務委員

辞任

山田 太郎君

渡部 一郎君

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 朗読を省略した議長の報告

外務委員 渡部 一郎君 補欠 山田 太郎君	木村 俊夫君 藤波 孝生君 補欠 林 義郎君	竹内 黎一君 國場 幸昌君 補欠 山田 太郎君	原 健三郎君 國場 幸昌君 補欠 山田 太郎君	渡部 一郎君 原 健三郎君 補欠 山田 太郎君	國場 幸昌君 竹内 黎一君 補欠 木村 俊夫君	林 義郎君 藤波 孝生君 補欠 渡部 一郎君	山田 太郎君 渡部 一郎君 補欠 山田 太郎君
丹羽 兵助君 左藤 惠君 補欠 松永 光君	左藤 惠君 松永 光君 補欠 丹羽 兵助君	藤波 孝生君 金子 岩三君 補欠 渡部 一郎君	松永 光君 渡部 一郎君 補欠 松永 光君	大竹 太郎君 木村 俊夫君 補欠 原 健三郎君	國場 幸昌君 大竹 太郎君 補欠 國場 幸昌君	木村 俊夫君 大竹 太郎君 補欠 木村 俊夫君	原 健三郎君 國場 幸昌君 補欠 原 健三郎君
議院運営委員 竹下 登君 補欠 中尾 宏君	竹下 登君 中尾 宏君 補欠 竹下 登君	藤尾 正行君 深谷 隆司君 補欠 藤尾 正行君	藤尾 正行君 深谷 隆司君 補欠 藤尾 正行君	岩垂壽喜男君 大原 亨君 補欠 岩垂壽喜男君	大原 亨君 岩垂壽喜男君 補欠 大原 亨君	深谷 隆司君 藤尾 正行君 補欠 深谷 隆司君	深谷 隆司君 藤尾 正行君 補欠 深谷 隆司君
物価問題等に関する特別委員 玉置 一徳君 小宮 武喜君 補欠 神崎 敏雄君	野間 友一君 神崎 敏雄君 補欠 野間 友一君	神崎 敏雄君 野間 友一君 補欠 神崎 敏雄君	大石 千八君 梶山 静六君 補欠 大石 千八君	田中 覚君 羽田 孜君 補欠 田中 覚君	阿部未喜男君 山口 鶴男君 補欠 阿部未喜男君	岩垂壽喜男君 大原 亨君 補欠 岩垂壽喜男君	玉置 一徳君 小宮 武喜君 補欠 玉置 一徳君

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 朗読を省略した議長の報告

一四七二

(農林水産委員長提出)

一、去る十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全臨時措置法案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

一、昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

金大中氏の再来日を要求する決議案(松本善明君外四名提出)

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(稻村佐近四郎君外五名提出、衆法第六〇号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(稻村佐近四郎君外五名提出)

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業

者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

(農林水産委員長提出)

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

瀬戸内海環境保全臨時措置法案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

(議案回付)

一、去る七日、参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

(回付議案受領)

一、昨十七日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

(条約通知)

一、去る七日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る七日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船舶安全法の一部を改正する法律案

一、去る十日、参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

公有水面埋立法の一部を改正する法律案

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

一、昨十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

一、昨十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

一、去る十四日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

瀬戸内海環境保全特別措置法案(土井たか子君外三十名提出)

(議案撤回通知)

一、次の議案は、去る十四日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

(議案撤回)

一、去る十四日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

瀬戸内海環境保全特別措置法案(土井たか子君外三十名提出)

(議案撤回通知)

一、次の議案は、去る十四日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

瀬戸内海環境保全特別措置法案(土井たか子君外三十名提出)

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成田暫定バイパスラインの安全問題に関する質問主意書(金瀬俊雄君提出)

山岳遭難救助対策費の助成に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

養鶏経営安定に関する再質問主意書(小沢貞孝君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプライン

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプライン

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプライン

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプライン

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプライン

の安全対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小沢貞孝君提出養鶏経営安定に関する質問に対する答弁書

石油パイプラインの安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年九月三日

提出者 土井たか子

衆議院議長 前尾繁三郎殿

石油パイプラインの安全対策に関する質問

主意書

石油パイプライン事業法の施行以来、すでに八カ月が経過しているが、石油パイプラインの安全対策のなめともいふべき技術基準が、関係省庁の告示という形にゆだねられたまま、いまだ告示されるに至っていない。この間にも、新東京国際空港公園により航空機燃料輸送パイプラインの建設が、幾多の問題を含みながら、現実に強行されている。一方では関東パイプライン及び国鉄パイプラインの計画が、地元工作を含めて進行している。

かかる展開の中で、パイプライン沿線住民や心ある学者、専門家の中から、パイプラインの安全性に対する数々の不安や疑義が表明され、加えて関係する法令等の不明、不備な点も指摘されるなど、統廃するパイプライン反対運動に正当な根拠を与えるような状況になつていく。

住民生活の安全を守る、基本的人権を守るということは為政者の憲法上の責務である。田中内閣も、その成立以来一貫して、福祉優先を主張してきていることでもある。そこで石油パイプラインの安全対策について、国民の生活と生命に直接関係する公害対策及び環境保全という立場から、次に若干の質問を提起する。

一 石油パイプラインの安全性を規制する法令に対する疑義

石油パイプライン事業法制定の目的は、災害の発生防止により、公共の安全を守ることである。田中通産相(当時)も法案審議の際に、石油パイプラインはこの法律の成立を経ずとも建設できるが、法制を整備して国民の生活を守るのは、政府の責任であると説明している。建設される石油パイプラインの沿線住民の生命と生活を、その事故から、災害から守るということなのである。

しかるに、石油パイプライン事業法の適用をうけるのは、一般の需要を満たす全長十五キロメートル以上の石油パイプラインに限られている。事業法の適用を受けない石油パイプラインの安全性は、消防法により規制される。消防法の危険物の規制に関する政令が、告示される技術基準に照らして改正されるといわれている。(1) 消防法の規制で石油パイプラインの安全性は、完全に保持されると考えているか。その根拠は何か。

(2) なぜ、全石油パイプラインの安全性を消防法で規制しないのか。

(3) 一般需要を満たす石油パイプラインのうち、全長十五キロメートル以下のものを事業法の適用除外とした理由は何か。十五キロメートル以下のものについて保安面に対してなされた考慮の内容は何か。

(4) 消防法と事業法とは安全保持において差があるか。

(5) 石油パイプライン事業法では、住民(地方自治体)の発言権を認めるなど、住民の法的権利を定めている。事業法の適用を受けないパイプライン沿線住民に差別をもたらしたくないか。差別なしとされるならその理由を明示されたい。

(6) 政省令のレベルではなく、消防法自体を改正しようとした根拠は何か。

二 技術基準が告示されない理由

既に、通産省や運輸省(国鉄)等には、独自の技術基準があるが、事業法による技術基準が今も告示されない理由は何か。もとより住民の生命と生活に重大な影響をもつ技術基準が、安全技術上の問題を不問にしたり、不完全な解明のまま拙速安易に決定されるべきでないことは言をまたない。

(1) 技術基準検討専門委員会が、技術基準決定に内包される技術上の問題の処理にとまどつているのであれば、いかなる点が問題であつ

たか明らかにされたい。

(2) 技術基準検討専門委員会の決定以降の事務手続上の遅延によるのであれば、その処置経過と責任の所在を明らかにされたい。以上について、告示が近々になされるにせよ、現在の段階で具体的に答えられたい。

三 事業法にいう保安距離について

以下の質問に対して、それぞれ理由を付して回答されたい。

(1) 技術上の基準を定める省令の第二条によれば、利水上の水源である湖沼、貯水池等には、石油パイプラインは設置できないことになつてはいるが、その理由は何か。

(2) 地下水源の場合は、どのように扱われるのか、その理由をそえて答えられたい。

(3) 今年の三月二十三日に行われた千葉市でのパイプラインの漏油による火災実験の結果では、人家との保安距離を一・五メートルとすることに無理があるとの指摘がある。保安距離を一・五メートルと選んだ根拠を示されたい。

(4) パイプラインに付加的な処置をほどこして安全性が保たれるとし、あくまでも、この一・五メートルに固執するとすれば、その理由を述べられたい。

(5) 仮にかかる安全処置により、パイプライン自体の事故が発生しにくくなるにせよ、事故発生後の事態(住民生活への影響)は、保安距

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 朗読を省略した議長の報告

離を主たる因子の一つとして考えることは誤りか。

(6) 田中通産相(当時)も、パイプラインに絶対の安全性はないと述べたはずであり、パイプライン沿線住民にとつての安全性は、まさに保安距離が重要な決定要因となると考えるのは誤りか。

(7) 道路境界との保安距離は、省令の技術上の基準で一メートルとされているが、道路に接する土地の権利者は、パイプライン敷設後人家との保安距離との関係から、道路に面した家を建築できないことになる。土地利用権が不当に制限されることにならないか。道路の隣接地の土地の利用形態は、道路の使用状況とともに変化するとは考えないのか。その理由は何か。

四 耐震設計について

通常行われている耐震設計の内容は、地震時に発生する外力が、弾性的な変形をもたらすことに対し耐えせしめ、破壊をまぬがれることである。ところが地震時に、地盤に塑性変形、例えば地割れ、段差をもたらす外力により、パイプラインが破壊されることが多いとされている。

(1) 地盤に弾性変形をもたらす外力に対する耐震設計式を選定する実用的な根拠を示されたい。

震設計式を具体的にした技術基準を定めるつもりはないのか。その理由は何か。
右質問する。

昭和四十八年九月十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプラインの安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土井たか子君提出石油パイプラインの安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 石油パイプライン事業法の適用を受けない自家用又は小規模事業用石油パイプラインは、消防法により危険物施設として規制されることとなつてゐるので、石油パイプライン事業法の関連告示の制定後は、早急に同法の技術基準に準拠して消防法令の技術基準を整備することにより、石油パイプライン事業法の規制に基づいて設置される石油パイプライン施設と同様の安全性が確保できるものと考えてゐる。

(2) 石油パイプライン事業の用に供する石油パイプラインについては、その事業の公共的性格に基づく事業規制とその事業の用に供する

施設についての保安規制とを一体的に行うことにより、合理的かつ安全な輸送の実現を図るとともに、公共の安全を確保することが必要であるため、石油パイプライン事業法において規制している。

(3) 導管の延長が十五キロメートル以下の事業用石油パイプラインについては、規模が小さく、石油パイプライン事業法の予定している他の輸送手段に代替し得べき機能を有するものとは考えられず、従つて、これを事業許可等の規制に係らしめる必要性はないと考え、適用除外としたものである。

この小規模事業用石油パイプラインの保安については、石油パイプライン事業法に基づいて行ふ保安規制と同様の規制を消防法に基づき実施することとしている。

(4) 石油パイプラインの保安に関する石油パイプライン事業法による規制及び消防法による規制は、それぞれ対象となるパイプラインの態様に即応していずれもその危険性の排除を目的としているものであり、安全保持のうえでは差はないものと考えてゐる。

(5) 石油パイプライン事業法の適用を受けない石油パイプラインは、消防法により危険物施設として規制されるものであり、当該パイプライン施設の許可等は、市町村長又は都道府県知事とされているので、消防法においては、パイプライン沿線の地方自治体の意見は

反映されているものと考えてゐる。

(6) 消防法においては、危険物施設の技術基準は、政省令に委任されているので、消防法の改正を必要としない。

二について

(1)及び(2) 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令は、昭和四十七年十二月二十五日に制定されたが、この省令の規定により告示で定めることとされている事項については、関係四省と学識経験者十七名による「技術基準検討専門委員会」によつて昭和四十八年一月から三十回以上の会議を重ね検討を進めてきた結果成案が得られたので、近く告示する予定である。

なお、石油パイプラインの安全性を確保するため、特に漏えい検知方式、漏えい拡散防止措置等について慎重な検討を行う必要があることから、成案を得るのに長期間を要したものである。

三について

(1) 利水上の水源である湖沼、貯水池等は、一般に国民生活に大きな役割を果たしているものである。石油パイプラインの設置をできるだけ避けるものとして原則として禁止したものである。

(2) 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第二条第一項第五号の「利水上の水源である湖沼、貯水池等」は、表

流水に係るものを対象とし、地下水源はこれに該当しないが、同省令においては、石油パイプラインの安全性を確保するため、次の措置等を講ずべきこととして、これにより、石油パイプラインの設置により地下水の汚染が生じるおそれはないものとする。

(イ) 石油パイプラインの設置に当たっては、一定規格以上の材料を用い、設計上十分な安全率をとるとともに外面腐しよくを防止するための防しよく被覆及び電気防しよく措置を講ずること。

(ロ) 万一の漏えい事故の発生に備えて、漏えい検知装置、警報装置、緊急しや断弁等を設置するとともに、必要な箇所に漏えい拡散防止措置を講ずること。

なお、透水性地盤中に導管を設置する場合においては、漏えい拡散防止措置を講ずるべきであるとの「技術基準検討専門委員会」の結論を得ている。

(ハ) 導管は、耐圧試験及び全溶接部の非破壊試験に合格したものでなければ使用してはならないこと。

(ニ) 建築物との保安距離は、導管の埋設深さ、漏えい拡散防止措置及び漏えい検知装置等の機能を総合的に勘案して定められるものであるとの観点から、万一の漏えい事故による建築物への影響を未然に防止するためには一・五メートルを確保すれば足りるものとの「技術基準検討専門委員会」の結論を得ている。

(三) 及び(四) 建築物との保安距離は、導管の埋設深さ、漏えい拡散防止措置及び漏えい検知装置等の機能を総合的に勘案して定められるものであるとの観点から、万一の漏えい事故による建築物への影響を未然に防止するためには一・五メートルを確保すれば足りるものとの「技術基準検討専門委員会」の結論を得ている。

術基準検討専門委員会」の結論を得ている。

(五) 及び(六) 石油パイプラインの安全性は、導管等の材料・構造、敷設方法、保安設備等により担保されており、また、万一の漏えい事故の場合にも周辺地域に影響を与えないよう特別の配慮を払っており、このための措置として、保安距離は、漏えい拡散防止措置、漏えい検知装置等と共に重要な要素の一つとして考えている。

(七) 石油パイプラインの技術基準は、導管の敷設に当たって当該事業者に対して遵守すべきことを定めたものであるから、設問に係る土地の権利者の土地利用権を制限するものではない。

四について

(一) 地震時には、地盤に変形が生じ、地下に埋設された石油パイプラインもこれとほぼ同じ変形を余儀なくされ、これに伴って導管に応力が生じることになる。

従つて、導管は、地震による地盤の弾性変形に対して十分耐え得るよう設計しておく必要がある。

このため、導管の設計に当たっては、過去の地震の発生状況、土地利用の状況、地盤の性状等の条件を考慮して、導管に生じる応力度の計算を行ふべきであるとの「技術基準検討専門委員会」の結論を得ている。

(二) 地盤の塑性変形に対しては、導管として伸

びが大きく、破断し難い材質のものを用い、

接合部には導管と同等以上の強度が確保される溶接方法を用いるほか、一定規模以上の地震が発生した場合には、感震装置が運転制御装置と連動し自動的に圧送機の運転を停止させることと緊急しや断弁を閉鎖させることにより、石油パイプラインの安全性を十分に確保すべきであるとの「技術基準検討専門委員会」の結論を得ている。

右答弁する。

養鶏経営安定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年九月四日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

養鶏経営安定に関する質問主意書

最近の養鶏経営者を取りまく情勢は、飼料の異常なる値上がり等によりいまだかつてない非常事態になり、養鶏経営は極度の苦境に立ち至つて

る現況である。今後、政府の養鶏に対する抜本的施策が講ぜられない限り、日本の養鶏産業の健全な発展は望むべくもなく、その結果、一般消費者

に対し鶏卵、鶏肉等の安定供給は不可能に近くなると考えられる。

終戦以来今日まで、一般消費者に対し安定した鶏卵を供給し得てきたといえ、これが養鶏農家の一方的な犠牲を強いるものであつてはならない

し、総合農政の実をあげるためにも、これ等の助成もまた重要であると考えられるので、次の事項につき政府の見解を伺いたい。

一 配合飼料価格については、本年一・三月の値上がりに加え、さらに九月からトン当たり約一

万円の値上げが実施されたが、この畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定基金に対する大幅な助成等抜本的な対策を講じ、配合飼料価格の値上げを実質的に減殺すべきだと思ふがどうか。

二 我が国が配合飼料原料の大半を海外に依存している現状にかんがみ、国内飼料の増産対策の強化を図るとともに、輸入飼料原料の安定的確保を図るため、飼料の備蓄制度を強化すべきだと思ふがどうか。

三 前項国内飼料の増産振興を図るため、生産振興奨励金の交付を実施すべきであると思ふがどうか。

四 飼料の値上がりに伴い、養鶏経営は大きな影響を受けると考えられるが、今後大規模商社養鶏等をも含めた鶏卵の生産調整を強化して、生産費に見合った鶏卵価格が実現するよう配慮すべきだと思ふがどうか。

五 飼料価格の値上がりに伴い、生産費が大幅に上昇するので、鶏卵価格安定基金の補てん基準価格キログラム当たり一七三円を大幅に引き上げるとともに、鶏卵価格の安定に決め手をもつ全国液卵公社の買入数量を拡大すべきだと思ふ

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

がどうか。

六 転廃業してゆく養鶏農家に対して国として、転廃業資金を長期間低利で融資する等の措置を講ずべきだと思ふがどうか。

昭和四十八年九月十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員小沢貞孝君提出養鶏経営安定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出養鶏経営安定に関する質問に対する答弁書

一について

昭和四十八年十月以降、配合飼料価格安定基金は、新たに特別積立基金を設け、畜産農家に對して、昭和四十八年十月から昭和四十九年三月までトン当たり平均三、〇〇〇円の補てんを行うこととしているが、補てんに必要な特別積立基金の資金のうち、補てんの時期までの積立金ではなお不足する額については、国において別途検討のうえ措置することとしている。

二及び三について

国内における飼料自給度の向上を図るため、草地開発事業等を推進する一方、稲作からの飼料作物への転換の促進をはじめ既耕地における飼料作物の生産利用の促進を図っているが、な

お一層その充実につき検討してまいりたい。

また、備蓄等輸入飼料原料の安定的確保のための方策については、今後の国際需給動向をもみきわめつつ検討することとしたい。

四について

鶏卵の価格の安定を図るためには、需要に見合った計画的な生産を行うことが何よりも重要であるので、従来から、毎年需要に見合った生産目標数量を定め、この目標数量の範囲内の生産が行われるよう行政指導を行い、生産調整を進めてきたところであるが、今後とも商社養鶏等を含め、更にこれらの措置が実効を上げるよう強力に推進したいと考えている。

五について

鶏卵価格安定基金の補てん基準価格については、基金において本年一月及び三月の飼料価格の値上がりによる生産費の上昇等を考慮して、本年六月に一〇円の引上げを行い、キログラム当たり一七三元としたところであるが、鶏卵価格が現在の動向からみて、年内は強含みに推移するものと見込まれるので、今後の問題として検討されるべきものと考えている。

また、全国液卵公社の鶏卵の買入れについては、先の飼料価格の値上がりによる生産費の上昇等を考慮して、本年五月全国液卵公社の買入れ価格の引上げを行うとともに買入数量についても拡大を図つたところである。

配合飼料価格の値上がり、養鶏経営の転廃業にどの程度の影響を及ぼすかについては、近年養鶏自体が急速な構造変化の過程にあり、零細経営を中心に戸数減少が続いていることもあつて現段階では必ずしも明らかでなく、本問題については、今後の事態の推移を見守りつつ、慎重に対処してまいりたい。

なお、政府としては、今回の配合飼料価格の値上がりの畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、畜産農家が購入する配合飼料費の一部につき低利資金の融通措置を講ずることとしている。右答弁する。

水源地域対策特別措置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、ダム及び湖沼水位調節施設の建設がその周辺地域の基礎条件に著しい影響を与えるため、その建設の隘路となつてゐる実情にかんがみ、水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備等について特別の措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてその建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 国等が建設するダム又は湖沼水位調節施設

で、一定の要件に該当するものを本法律を適用する指定ダム等として政令で指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、指定ダム等の周辺の地域でその建設により基礎条件が著しく変化すると思われる地域を、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長と協議して、水源地域として指定するものとする。

3 都道府県知事は、水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため及びこれにあわせて湖沼の水質を保全するため必要と認められる土地改良事業等一定の整備事業の概要等を定めた整備計画の案を作成し、それに基づき、内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。

4 指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失ふこととなる者について、生活再建のため必要があるときは、その者の申出に基づき、関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、協力して、宅地、建物等の取得、職業の紹介、指導その他の措置のあつせんに努めるものとする。

5 国は、水源地域整備計画を達成するため、整備事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとするほか、水源地域の基礎条件を特に著しく変化させる指定ダ

ム等に係る特定の整備事業については、国の負担割合を引き上げるものとする。

6 整備事業に要する経費を負担する地方公共団体は、指定ダム等を利用して河川の流水を利用することが予定されている者等と協議の上、その経費の一部をこれに負担させることができるものとする。

二 議案の可決理由

ダム等の建設がその周辺地域に著しい影響を与えるため、その建設の隘路となつてゐる実情にかんがみ、その影響を緩和し、その計画の実施を推進するための措置として必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十八年九月十二日

建設委員長 服部 安司
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

水源地域対策特別措置法案に対する附帯決議

議 政府は、本法の施行にあつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 水源地域の指定及び水源地域整備計画の策定にあつては、地元意向を十分尊重すること。

二 関係住民の生活再建については、ダム等の規模の大小にかかわらず、関係機関協力して万全の措置を講ずるものとし、なお、生活補償を考慮した損失補償制度の改善について検討すること。

三 水源地域市町村の自主財源確保のため、ダムのうち、水道及び工業用水道に係る部分についても、固定資産税等の対象とするよう検討すること。

四 霞ヶ浦の湖沼水位調節施設の建設にあつては、その特殊事情を考慮し、次の措置を講ずること。

イ 第五条の政令で定める整備事業には、水産振興事業及び漁港整備事業のほか、自然環境の保護等を含めるよう考慮すること。

ロ 下水道事業の早期完成、排水規制の強化等、すでに汚濁している水質の回復について特に配慮すること。

ハ 自然公園法に規定する公園事業を第九条第二項に準じ整備事業の対象として国の負担割合を引き上げるよう早急に検討すること。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、化学物質による環境の汚染を防止す

ることが急務とされている現状にかんがみ、新規の化学物質について安全性を審査する制度を設けるとともに、特定の化学物質の製造、輸入、使用等について所要の規制措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行なうことを目的とする。

2 定義

(1) この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物を除く)をいう。

① 劇物及び劇物取締法に規定する特定毒物

② 覚せい、制取縮法に規定する覚せい、剤及び覚せい、剤原料

③ 麻薬取締法に規定する麻薬

(2) この法律において「特定化学物質」とは、次の各号の一に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

① イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 継続的に摂取される場合には、人の健康をそこなうおそれがあるものであること。

② 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)が前号イ及びロに該当するものであること。

3 新規化学物質に関する審査及び規制

(1) 製造等の届出

① 新規化学物質(届出に係る新規化学物質が特定化学物質の要件に該当しないものとして厚生大臣及び通商産業大臣が公示した化学物質、特定化学物質及び「既存化学物質名簿」に記載されている化学物質以外の化学物質をいう)を製造し又は輸入しようとする者は、あらかじめ、当該新規化学物質の名称その他の事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため又は試薬として新規化学物質の製造等を行なう場合等は、この限りでない。

② 厚生大臣及び通商産業大臣は、新規化学物質の製造等の届出があつたときは、

遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

(2) 審査

① 厚生大臣及び通商産業大臣は、新規化学物質の製造等の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が特定化学物質の要件に該当するもの、しないもの又は明らかでないもののいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

② 厚生大臣及び通商産業大臣は、①により特定化学物質の要件に該当するかどうか明らかでないか判定した新規化学物質について、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、それが特定化学物質の要件に該当するかどうかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

③ 厚生大臣及び通商産業大臣は、その届出に係る新規化学物質が特定化学物質の要件のいずれにも該当しないものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、その新規化学物質の名称を公示しなければならない。

らない。

④ 新規化学物質が特定化学物質の要件に該当するかどうかの判定を行なうために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める。

⑤ 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が、新規化学物質が特定化学物質の要件に該当するかどうかの判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることが出来る。

(3) 製造等の制限

新規化学物質の製造等の届出をした者は、その届出に係る新規化学物質が特定化学物質の要件のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、試験研究等のためにその新規化学物質の製造等を行なう場合は、この限りでない。

4 特定化学物質に関する規制

(1) 製造の許可

特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、特定化学物質及び事業所ごとに通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質

を製造するときは、この限りでない。

(2) 許可の基準

通商産業大臣は、許可の申請が次の許可基準の要件に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

① 当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。

② 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

③ その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(3) 輸入の許可

① 特定化学物質を輸入しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

② 通商産業大臣は、①の許可の申請があつた場合において、その輸入が当該特定化学物質の製造の状況等からみてその需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、許可してはならない。

(4) 製品の輸入の制限

何人も、特定化学物質ごとに海外における特定化学物質の使用の事情等を考慮して政令で定める製品で特定化学物質が使用さ

れているものを輸入してはならない。

(5) 使用の制限

何人も、次に掲げる要件に適合するものとして特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のために特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

① 当該用途について他の物による代替が困難であること。

② 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないこと、その他当該用途に当該特定化学物質が使用されることにより当該特定化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないこと。

(6) 使用の届出

特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、一定の事項を事業所管大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

(7) 基準適合義務

① 特定化学物質の製造の許可を受けた製造事業者（以下「許可製造業者」という。）は、その製造設備を厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよ

うに維持しなければならない。

- ② 特定化学物質の使用の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、特定化学物質を使用する場合においては、事業所管省の省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(8) 改善命令

- ① 通商産業大臣は、許可製造業者の製造設備が技術上の基準（⑦の①）に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- ② 事業所管大臣は、届出使用者が技術上の基準（⑦の②）に従つて特定化学物質を使用していないと認めるときは、当該届出使用者に対し、特定化学物質の使用の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(9) 特定化学物質の指定に伴う措置命令

- 厚生大臣、通商産業大臣及び事業所管大臣は、一の化学物質が特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度においてその指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入の事業を営んでいた者に対し、その製

造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 雑則及び罰則

(1) 勧告

厚生大臣、通商産業大臣及び事業所管大臣は、特定化学物質以外の化学物質について特定化学物質の要件に該当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に關し必要な勧告をすることができ

(2) 要請

環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生大臣、通商産業大臣及び事業所管大臣に対し、措置命令又は勧告の措置をとるべきことを要請することができる。

(3) 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範

囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(4) 労働大臣の意見

厚生大臣及び通商産業大臣又は事業所管大臣は、製造設備に關する技術上の基準又は使用に關する技術上の基準のうち労働安全衛生法による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見をきくものとする。

(5) 他法令との関係

次に掲げる物である化学物質及び特定化学物質が使用されている次に掲げる物並びに次に掲げる物の原材料としての化学物質の使用についての規定は、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

- ① 食品衛生法に規定する食品、添加物、容器包装、おもちゃ及び洗浄剤
- ② 農薬取締法に規定する農薬
- ③ 肥料取締法に規定する普通肥料
- ④ 薬事法に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具
- ⑤ その他

報告の徴取、立入検査、手数料、聴聞、罰則等について規定する。

6 附則

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月

を経過した日から施行する。ただし、既存化学物質名簿の規定は、公布の日から施行する。

(2) 既存化学物質名簿

① 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され又は輸入されている化学物質（試験研究のために製造されているものを除く。）の名称を記載した既存化学物質名簿を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

② 何人も公示された既存化学物質名簿に關し、訂正する必要があると認めるときは、その公示の日から一月以内に限り通商産業大臣に申し出ることができる。

③ 通商産業大臣は、既存化学物質名簿の訂正の申出に理由があると認めるときは、訂正を行ない、その旨を申出者に通知しなければならない。

④ 通商産業大臣は、訂正を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない。

(3) 経過措置

この法律の施行の際現に、既存化学物質名簿に記載されていない化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、新規化学物質の製造又は輸入をしようとする者とみなして届出の規定を適用する。こ

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 議案に関する報告書

一四八〇

の場合の届出は、この法律の施行日から一月以内にしなければならない。

(4) 化学品審議会

新規の化学品の安全性の確保に関する事項その他化学品に関する重要事項を調査審議するための機関として、通商産業省に化学品審議会を設置する。

(5) その他

厚生省設置法及び通商産業省設置法の一部を改正して所要の規定を設ける。

二 議案の可決理由

本案は、化学物質により環境が汚染され、その汚染が原因となつて人の健康に係る被害が発生することを防止するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算において、法律の施行費及び試験実施機関に対する事業費補助として約一億四千四百万円が計上されている。右報告する。

昭和四十八年九月十二日

商工委員長 浦野 幸男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

化学物質の審査及び製造等の規制に関する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、化学物質による環境汚染の防止に万全を期するため、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 新規化学物質の審査体制を早急に整備するとともに、審査にあつては、厳密かつ慎重な試験を実施し、その試験成績に基づいて正確な判定を行ふこと。

二 特定化学物質の製造、輸入、使用は原則として禁止するという基本方針を確立するとともに、特定化学物質の指定に伴う第二十二条の措置命令及び指定後における第十八条の改善命令を機を失せず発動できるよう、常時監視を怠らないこと。

三 既存化学物質について、政府、民間、大学等の試験研究機関を活用して、早急に物質ごとの性状に関する審査を実施し、その試験データを公表するとともに、特定化学物質に該当する疑いがある物質については、遅滞なく、第二十三条の勧告を行ない、なお、その旨を公表すること。

四 本法を含め、化学物質による環境汚染を防止するための諸法令の運用にあつては、縦割り行政の弊害を排除して、有機的連繫を図るとともに、責任体制の確立に努めること。

五 人の健康に止まらず、生活環境に被害を与えるおそれがある化学物質による環境汚染を防止するため、必要な規制等の措置について検討を進めること。

進めること。

公害健康被害補償法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行ふとともに、被害者の福祉に必要な事業を行ふことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的とするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 指定地域及び指定疾病

この法律においては、指定地域制をとるものとし、あわせて、指定疾病を定めるものとする。

2 補償給付

(1) 認定

指定地域に係る指定疾病にかかつていると認められる者の認定は、その者の申請に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、これを行ふものとする。

(2) 認定の有効期間

認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内に限り、その効力を有するものとする。ただし、政令で定める指定疾病に係る認定については、この限りでない。

(3) 補償給付の免責等

ア 補償給付を受けることができる者に對し、同一の事由について、損害の填補がされたときは、都道府県知事及び政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その価額の限度で補償給付を支給する義務を免れる。

(4)

療養の給付及び療養費

ア 療養の給付は、被認定者の指定疾病について現物給付として行ふ。

イ 療養の給付を取り扱う者(公営医療機関)の診療方針及び診療報酬は、環境庁長官が定める。

ウ 療養の給付を行ふことが困難であると認める等の場合には、療養の給付に代えて、療養費を支給する。

(5) 障害補償費

障害補償費は、指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、その障害の程度に応じて

支給するものとし、障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額とする。

(6) 遺族補償費

遺族補償費は、指定疾病に起因して死亡した被認定者の一定の要件に該当する遺族に支給するものとし、遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

(7) 遺族補償一時金

被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、遺族補償費を受けることができる遺族がないときは、それ以外の遺族に遺族補償一時金を支給する。

(8) 児童補償手当

被認定者で一定の年齢に達しないものの指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、その障害の程度に応じて被認定者を養育している者に児童補償手当を支給する。

(9) 療養手当

被認定者が当該認定に係る指定疾病について療養を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときは、その病状の程度に応じて療養手当を支給する。

00 葬祭料

被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行なう者に葬祭料を支給する。

(1) その他

前各号による認定及び補償給付に関する事務は、都道府県知事等に行なわせる。

3 公害保健福祉事業

都道府県知事等は、環境庁長官の承認を受けて、被認定者の健康を回復させる等被認定者の福祉を増進し、及び指定疾病による被害を予防するために必要な政令で定める公害保健福祉事業を行なうことができる。

4 費用

(1) ぜん息等非特異的疾患に係る被認定者に対する補償給付の支給に要する費用は、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を設置する事業者から、その汚染負荷量に大気の汚染の状況に応じた地域の別に定める単位排出量当たりの賦課金額を乗じて得た金額として徴収した汚染負荷量賦課金と、別に法律で定めるところにより徴収する金員を充てる。

(2) 特異的疾患に係る被認定者に対する補償給付の支給に要する費用は、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設もしくは特定施設又は水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業者から徴収する特定賦課金を充てる。

(3) 公害保健福祉事業に要する費用は、その二分の一を事業者から徴収する賦課金等をもつて充てることとし、国と都道府県が各四分の一を負担する。

(4) 認定及び補償給付の支給に関する事務の処理に要する費用は、国と都道府県等が各二分の一を負担する。

5 公害健康被害補償協会

ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収及び特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収並びに都道府県等に対する納付金の納付に関する業務等を行なわせるために、公害健康被害補償協会を設立するものとし、所要の規定を設ける。

6 不服申立て

認定又は補償給付の支給に関する処分不服がある者は、その処分をした都道府県知事等に対し、異議申立てをすることができることとし、さらに不服がある者の審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してしなければならない。

公害健康被害補償不服審査会は、委員六人をもつて組織し、学識経験を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

7 その他

中央公害対策審議会への付議に関する事項に関する規定、罰則に関する規定その他所要

の規定を設ける。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 経過措置等

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は廃止し、これに伴う経過措置その他所要の規定を設ける。

二 議案の修正議決理由

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に対して補償等を行なうことにより、健康被害を受けた被害者の迅速かつ公正な保護を図ろうとする本案の趣旨は、おおむね妥当なものと認めるが、さらに、公害健康被害者のより一層の保護に徹するため、公害健康被害者等に重大な過失がある場合における補償給付の制限に関する規定の削除等の修正を行なうことが適当と認められるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同中島武敏君より第三条第一項に規定する補償給付に慰謝料、移転補償費を加えること等を旨とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十八年九月十三日

公害対策並びに環境保全特別委員長 佐野 憲治
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償給付

第一節 通則(第三条―第十八条)

第二節 療養の給付及び療養費(第十九条―第二十四条)

第三節 障害補償費(第二十五条―第二十八条)

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金(第二十九条―第三十八条)

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料(第三十九条―第四十一条)

第六節 補償給付の制限等(第四十二条―第四十四条)

第七節 公害健康被害認定審査会(○第四十四条、第五十五条)

第三章 公害保健福祉事業(第四十六条)

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源(第四十七条―第五十一条)

第二節 汚染負荷量賦課金(第五十二条―第

六十二条)

第三節 特定賦課金(第六十二条―第六十七条)

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則(第六十八条―第七十三条)

第二節 役員及び職員(第七十四条―第八十条)

第三節 評議員会(第八十五条―第八十七条)

第四節 業務(第八十八条―第九十一条)

第五節 財務及び会計(第九十二条―第一百条)

第六節 監督(第一百一条・第一百二条)

第七節 補則(第一百三条―第一百五条)

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て(第一百六条―第一百八条)

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審査請求(第一百九条・第一百十条)

第三節 公害健康被害補償不服審査会

第一款 設置及び組織(第一百一十一条―第一百五十五条)

第二款 審査請求の手続(第一百二十六条―第一百三十五条)

第七章 雑則(第一百三十六条―第一百四十四条)

第八章 罰則(第一百四十五条―第一百五十条)

附 則

(補償給付の制限)

第四十二条 被認定者又は認定死亡者が、重大な

過失により、指定疾病にかかり、指定疾病による障害の程度を増進させ、指定疾病がなおるのを妨げ、又は指定疾病を悪化させて死亡したときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、重大な過失により、当該被認定者について、指定疾病にかからず、指定疾病による障害の程度を増進させ、又は指定疾病がなおるのを妨げたときは、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

12 被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、重大な過失により、当該被認定者について、指定疾病にかからず、指定疾病による障害の程度を増進させ、又は指定疾病がなおるのを妨げたときは、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

12 被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、重大な過失により、当該被認定者について、指定疾病にかからず、指定疾病による障害の程度を増進させ、又は指定疾病がなおるのを妨げたときは、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(補償給付の制限)

第四十三条 被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(補償給付の額についての他原因の参酌)
第四十四条 都道府県知事は、第三条第一項第二号から第七号までに掲げる補償給付の額を定

め、又はその額を改定するにあたり、被認定者又は認定死亡者に係る指定疾病による障害が発生し、若しくはその程度が増進したとき、指定疾病がなおらないこと又は指定疾病に起因して死亡したことにつき他の原因があると認めるときは、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、当該他の原因を参酌することができる。

(設置)

第四十五条 この法律によりその権限に属させられた事項を行なわせるため、第一種地域又は第二種地域の全部又は一部をその区域を含む都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に、公害健康被害認定審査会を置く。

(組織等)

第四十五条 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。

12 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。

13 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。

14 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

15 第二項及び第三項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府

県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。

第四十六条 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、環境庁長官の承認を受け、指定疾病によりこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要な○政令で定める公害保健福祉事業を行なうことができる。

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、前項の公害保健福祉事業を行なうときは、環境庁長官の承認を受けなければならない。

第二百四十五条 第二十三条第三項、第四十五条第四項又は第二百三十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第七節、第五章、第二百四十五条中第四十五条第三項に係る部分、第二百四十六条第一号、第二百四十七条第一項、第二百四十九条、第二百五十条、附則第三條、附則第四条第二項、附則第五条から附則第八条まで

で、附則第十九条、附則第二十条及び附則第二十五条から附則第二十七条までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第四条第一項、附則第三十条及び附則第三十一条の規定は公布の日から施行する。

(別紙)

公害健康被害補償法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、本法がもつ精神を尊重し、誠実に効果的に実施するとともに次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 現在の公害関係諸法令による規制では、環境汚染を完全に防止することが困難であるのみでなく、公害病患者が増加しつつある現状にかんがみ、汚染原因者の汚染防止努力が最大限になされるよう規制を大幅に強化して公害の発生源対策に万全を期すること。

二 指定地域の指定にあたっては、すべての公害病患者が本制度の対象から除外されることのないよう合理的な指定基準を定め、これに基づいて適正な指定を行なうこと。

三 指定疾病については、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法で指定されていないものについても被害の実態を調査し、専門技術的な検討を加え、逐次対象に加えること。

四 公害健康被害認定審査会が、認定審査について意見をきめるにあたっては、特に健康被害者の治療を担当している主治医の診断が尊重される

るよう配慮すること。

五 認定の更新については、申請もれ等により当然認定の更新を受けるべき者が資格を失うことのないよう、被認定者に対し、認定の更新時期について周知徹底をはかるなど万全の措置を講ずるとともに、障害の程度に変更がない者については、申請手続を簡素化するように配慮すること。

六 慰謝料については、公害裁判判例にみられるように、これが公害病患者に対する補償の重要な要素であることにかんがみ、本制度においても補償給付の内容の充実を図るよう積極的に検討すること。

七 公害による健康被害者の保護の一層の充実を図るため、補償給付の種類についても今後検討を加えること。

八 療養の給付にあたっては、費用の実態に即した給付を行ない、被害者の超過負担が行なわれることのないよう配慮すること。

九 障害補償費及び遺族補償費の給付水準は、すでに公害裁判判例によつて示された水準を参酌すること。

十 障害補償費の基礎となる労働者の賃金水準については、公害による健康被害者の保護の一層の充実を図るため、全指定地域の賃金水準をも考慮するよう検討すること。

十一 介護加算額は、介護の実態把握に努め、被害者の超過負担とならぬようにするため、実際

に即応した額になるよう配慮すること。

十二 児童補償手当、療養手当及び葬祭料については、実情に即した適正な額となるようにするとともに、物価水準の変動等に応じてすみやかに改訂を行なうこと。

十三 定期的補償給付の支払いは、被害者の生活に支障をおよぼさないため、可能な限り毎月行なえるよう支払事務の省力化、必要な人員の確保等について検討すること。

十四 被認定者等が正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかった場合及び指定疾病による障害等に関し他の原因がある場合における補償給付の制限等に関する規定は、その運用にあたり公害事象の特殊性にかんがみ、いやくも公害による健康被害者保護の本旨にもとることのないよう特に慎重を期すること。

十五 公害による被害者に対する救済は、何よりもまず、こなわれた健康を回復することが重要であるので、健康被害者の実態等を十分把握し、調査研究を進め、実情に応じた効果のある公害保健福祉事業の実施を推進すること。

十六 本制度の給付の実施主体である都道府県知事等の事務費については、超過負担がないよう十分な措置をとること。

十七 費用負担については、汚染原因者の責任が不明確にならないよう汚染原因者負担の原則の徹底をはかるため、十分に配慮すること。

十八 本法に基づく政令の制定にあたっては、国

昭和四十八年九月十八日 衆議院會議録第五十九号

会における論議をふまえ、被害者保護の趣旨がそこなわれないよう十分に留意すること。

十九 環境汚染による農業、漁業及び関連事業等の生業被害についても健康被害にとらなない深刻さを有している実情にかんがみ、被害の態様や因果関係の解明等の総合的な調査研究を行ない、早急に補償制度の確立を図ること。

二十 騒音等の影響による健康被害についても、その実態の把握に努め、被害者の迅速な保護を図るための補償制度を検討すること。

二十一 汚染源対策が基本的な問題であることにかんがみ、あらたに総量規制方式を導入するよう大気汚染防止法の改正を行なうこと。

衆議院會議録第五十八号(一)中正誤

ペシ	段 行	誤	正
三九六	一七	時確	明確
三九六	一七	における	におる
三九六	二七	政策	政府
三九六	二〇	公然を	公然と
三九六	三三	しょうか、	しょうか。
三九六	四八	主権を	主権と
三九六	三三	災害	公害

一四八四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一 部 五 十 円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大付)